

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

[市・関係機関]

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、風水害等による被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知に当たっては、参考となる警戒レベルも付すものとする。

1 気象予警報

(1) 大阪管区气象台が発表する気象予警報等

気象注意報・警報は、市町村単位「寝屋川市」で発表される。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称「東部大阪」や「大阪府」で発表されることもある。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼び掛ける情報や危険度やその切迫度を伝える洪水警報のキキクル（危険度分布）の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 注意報

気象現象等により、災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために市町村単位で発表される。

イ 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために市町村単位で警報が発表される。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に市町村単位で発表される。

エ 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を捕捉する情報として、気象庁が発表する。

注 意 報（一般の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準	
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
		大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (浸水害) 表面雨量指数基準 11 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 93
		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
		なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
		着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
		着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
霜注意報	4月15日以降の晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。		

種 類		発 表 基 準
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 讃良川流域=6.9 古川流域=2.9 複合基準* 讃良川流域=(5, 6.9) 寝屋川流域=(9, 4.5) 古川流域=(5, 2.2) 指定河川洪水予報による基準 淀川 [枚方] 淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋] *(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組合せによる基準値を表す。

警 報 (一般の利用に適合するもの)

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上になると予想されるとき。
	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 〔表面雨量指数基準〕 17 〔土壌雨量指数基準〕 139

種 類		発 表 基 準
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上になると予想される場合。
地面現象警報	地面現象警報※	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報	浸水警報※	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 讃良川流域=8.7 古川流域=4.1 複合基準* 寝屋川流域=(16, 5) 古川流域=(8, 3.6) 指定河川洪水予報による基準 淀川〔枚方〕 淀川水系寝屋川流域 〔寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋〕 * (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組合せによる基準値を表す。

注1) 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2) 注意報・警報は、その種類に関わらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3) ※印は、気象注意報・警報に含めて行う。

注4) 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5) 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称(寝屋川市の場合は「東部大阪」)」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6) 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注7) 基準値は気象庁HP(令和元年11月14日現在)のもの。

(出典：大阪府地域防災計画 基本対策編)

注 意 報 (水防活動の利用に適合するもの)

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	淀川洪水注意報	淀川氾濫注意情報	基準地点(枚方)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

種 類		発 表 基 準
寝屋川流域 洪水注意報	寝屋川流域 氾濫注意情報	以下の基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 基準地点：寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋

警 報（水防活動の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	気象警報	大雨警報※注3	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	淀川洪水警報	淀川 氾濫警戒情報	〔氾濫警戒情報〕 基準地点（枚方）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
		氾濫危険情報	〔氾濫危険情報〕 基準地点（枚方）の水位が氾濫危険水位に達したとき。
氾濫発生情報		〔氾濫発生情報〕 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。	
寝屋川流域 洪水警報	寝屋川流域 氾濫警戒情報	〔氾濫警戒情報〕 以下のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。	
	氾濫危険情報	〔氾濫危険情報〕 以下のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	
	氾濫発生情報	〔氾濫発生情報〕 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 基準地点：寝屋川治水緑地・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋	

注1) 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2) 注意報・警報は、その種類に関わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

注3) 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注4) 大雨や洪水などの警報が発表される場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（寝屋川市の場合は「東部大阪」）」を用いる場合がある。

（出典：大阪府水防計画（令和2年度）（大阪府地域防災計画及び気象庁ホームページを参考に加筆・修正））

特別警報

種類	発表基準
大雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>1 確率値を用いた場合 以下の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表。 ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。） [雨に関する寝屋川市の50年に一度の値] 48時間降水量：378mm、3時間降水量：151mm、土壌雨量指数：236 （令和2年5月26日現在）</p> <p>2 指数を用いた場合（土砂災害） 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。 [指標を用いた場合の寝屋川市の土壌雨量指数の基準値] 土壌雨量指数 319 （令和2年7月30日現在）</p>
暴風	暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧 ^(注1) により
波浪	
暴風雪	高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧 ^(注1) により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。 [参考：寝屋川市（地点名：大阪）の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深] 50年に一度の積雪深：9cm（参考値）、既往最深積雪深：18cm （令和元年10月30日現在）</p> <p>※ 大雪特別警報は府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象とし、個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>

注1 表中の「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧」は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧であり、来襲する場合に特別警報を発表。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（出典：大阪府地域防災計画 基本対策編に「気象庁 気象等の特別警報の指標（発表条件）」及び気象庁HPを参考に追記）

大雨警報・注意報基準の見方

- ① 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ② 土壌雨量指数は土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」を基に、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。
- 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

記録的短時間大雨情報

大阪府内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発表しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。大阪府の発表基準は、1時間100mm以上を観測又は解析したときである。

(2) 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（淀川）

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領」に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

大阪管区气象台及び近畿地方整備局は、淀川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

標題（種類）	発表基準
淀川 氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点（枚方）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき。避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
淀川 氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点（枚方）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

標題（種類）	発 表 基 準
淀川 氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点（枚方）の水位が氾濫危険水位に達したとき。氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
淀川 氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

淀川の避難判断水位（枚方）

(m)

河川名	区間		基準点	—	高齢者等 避難	避難指示	緊急安全確保
				氾濫 注意 水位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	氾濫 開始 相当 水位
淀川	左岸 右岸	京都府界より海まで	枚方	4.50	5.40	5.50	8.38

※各水位は量水標水位

(3) 大阪管区气象台と府が共同で発表する洪水予報（寝屋川流域）

大阪管区气象台と府は、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、寝屋川流域の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

対象河川は寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川で、このうち市関連の河川は寝屋川、古川である。

府は、洪水予報を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

標題（種類）	発 表 基 準
寝屋川流域 氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
寝屋川流域 氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

標題（種類）	発 表 基 準
寝屋川流域 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
寝屋川流域 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

寝屋川の避難判断水位

河川名	基準点	所在地	氾濫注意水位 (m)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
				避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	堤防天端高等 (m)
寝屋川 寝屋川市平池町地先 桜木水門下流端から 旧淀川合流点	寝屋川 治水緑地	大阪府大東 市深野北	4.20	5.35	5.45	5.57

参考となる寝屋川流域河川の各種水位等

河川名	基準点	所在地	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
第二寝屋川 恩智川分派点から寝屋川合 流点	昭明橋	大阪府大阪市城東区 諏訪	3.40	4.40	4.55
古川 守口市大久保町五丁目地先 から寝屋川合流点	桑才	大阪府門真市北島 849	3.20	3.30	3.40
平野川 大和川分派点から第二寝屋 川合流点	剣橋	大阪府大阪市東成区 玉津三丁目	3.30	4.00	4.15
	太子橋	大阪府八尾市南太子 堂六丁目	9.46	10.90	11.00
平野川分水路 平野川分派点から寝屋川合 流点	今里大橋	大阪府大阪市東成区 大今里南三丁目	3.30	3.40	3.50
恩智川 柏原市大泉三丁目地先大泉 橋下流端から寝屋川合流点	住道	大阪府大東市赤井一 丁目	3.90	4.40	4.70
	恩智川 治水緑地	大阪府八尾市福万寺 町	7.05	7.20	7.35
楠根川 八尾市西山本町一丁目地先 近鉄橋下流端から第二寝 屋川合流点	萱振大橋	大阪府八尾市緑ヶ丘 一丁目	6.74	8.00	8.05

2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区气象台及び府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪管区气象台及び府は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

情報	市民がとるべき行動	警戒レベル
土砂災害警戒情報	市長が避難指示を発令する目安となる情報である。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。ハザードマップ等により災害が想定される区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていない場合でもキキクル（危険度分布）等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル4相当

（出典：気象庁HP 一部修正）

(2) 土砂災害警戒情報の留意点

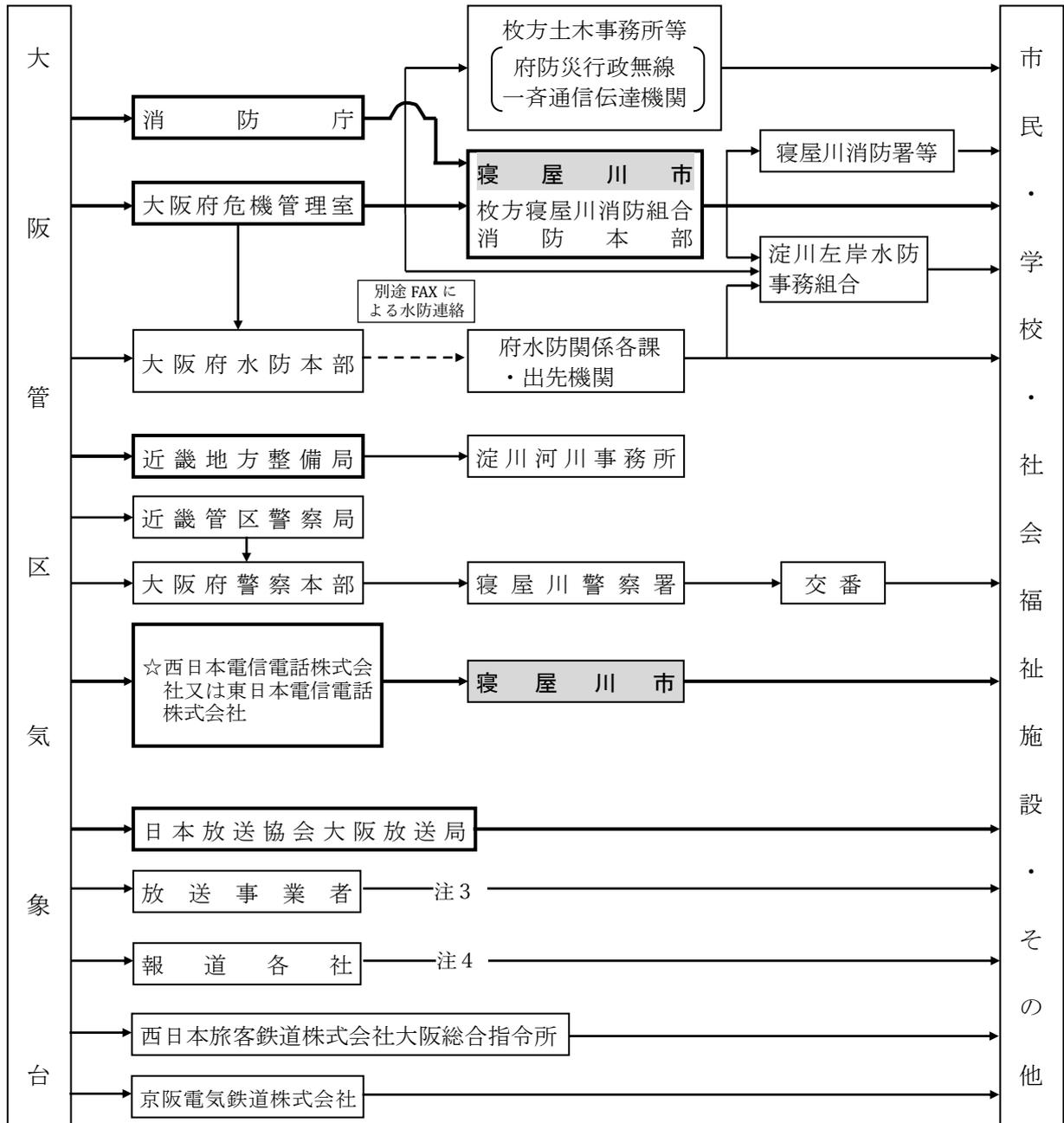
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※ 土壌雨量指数：「第1章第3節4 (2) 土砂災害警戒情報」参照

3 気象予警報等の伝達系統

(1) 気象予警報等伝達系統図



注5

注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

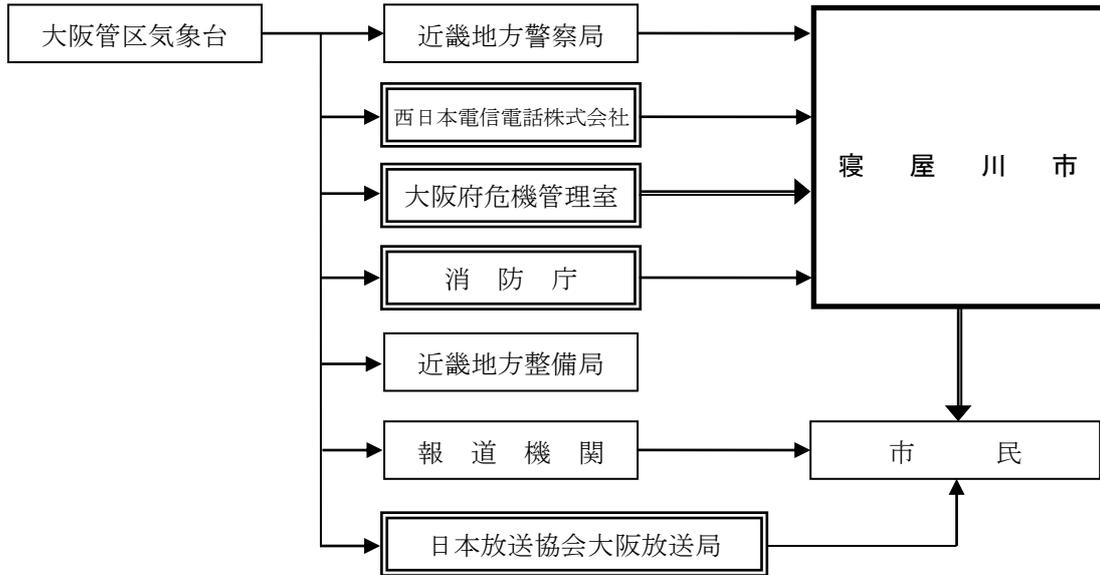
注2 ☆印は、特別警報、警報のみ

注3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMC0. CO. LO) の12社である。

注4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

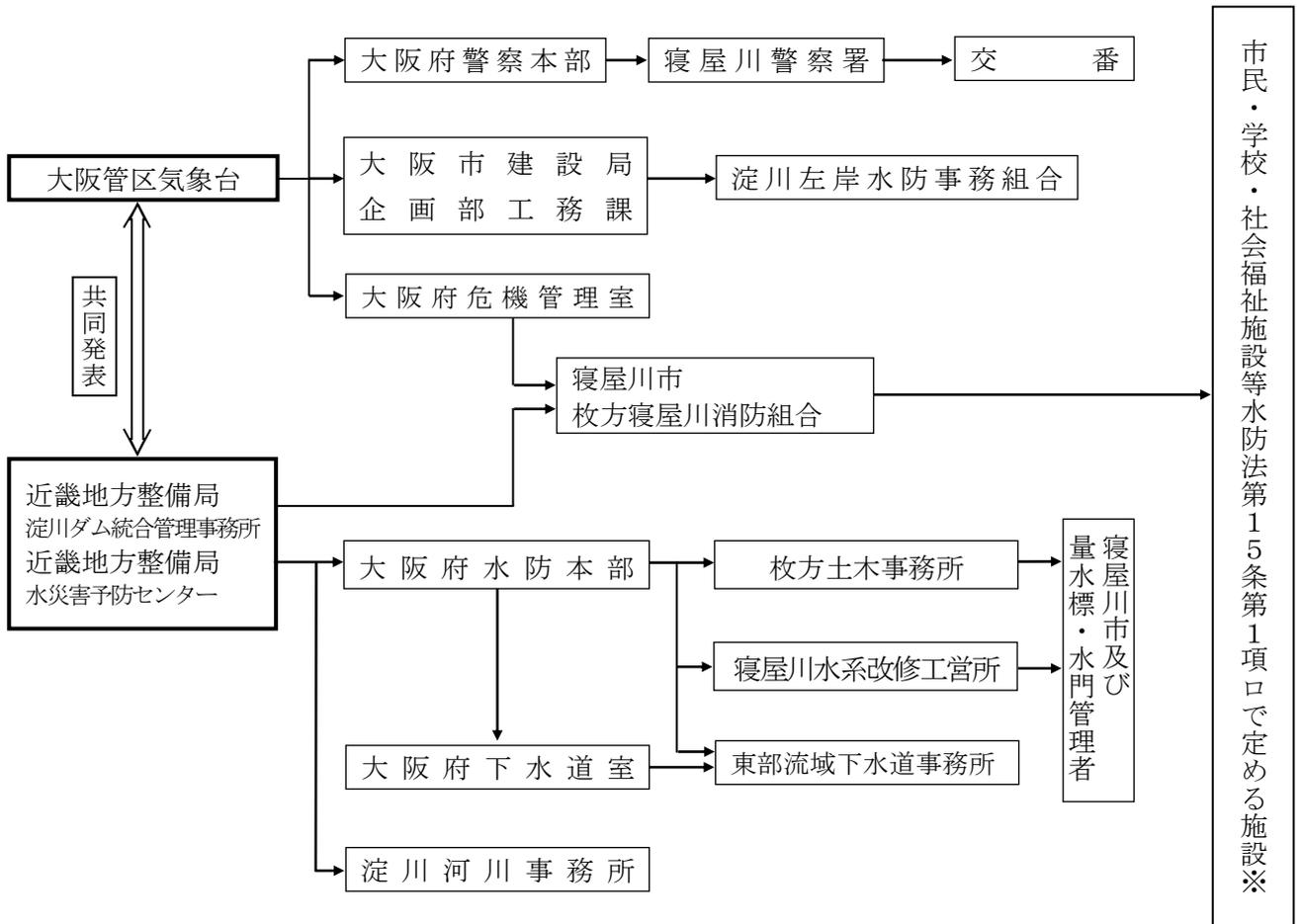
注5 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(2) 気象特別警報伝達系統図



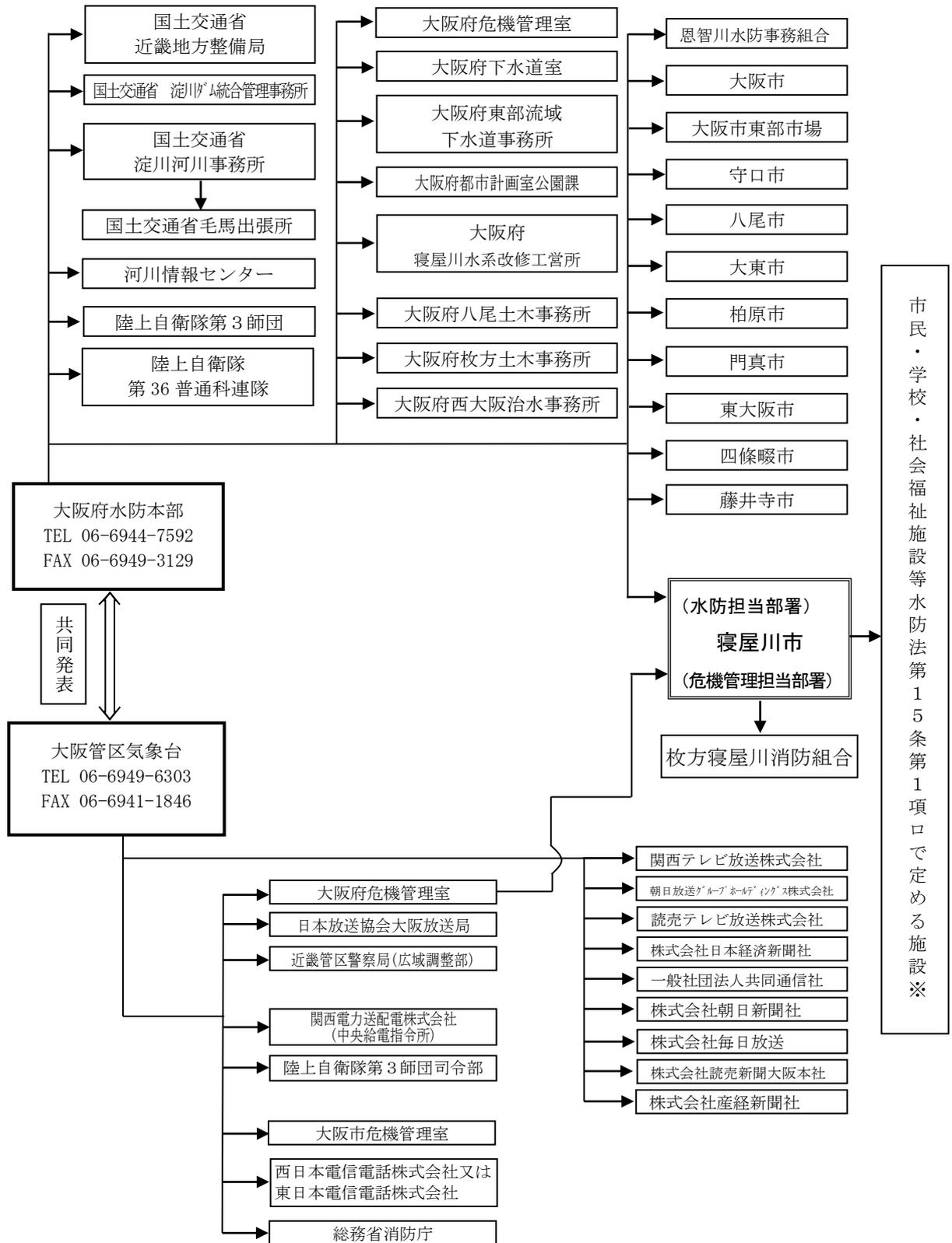
(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

(3) 淀川洪水予報通信連絡系統図



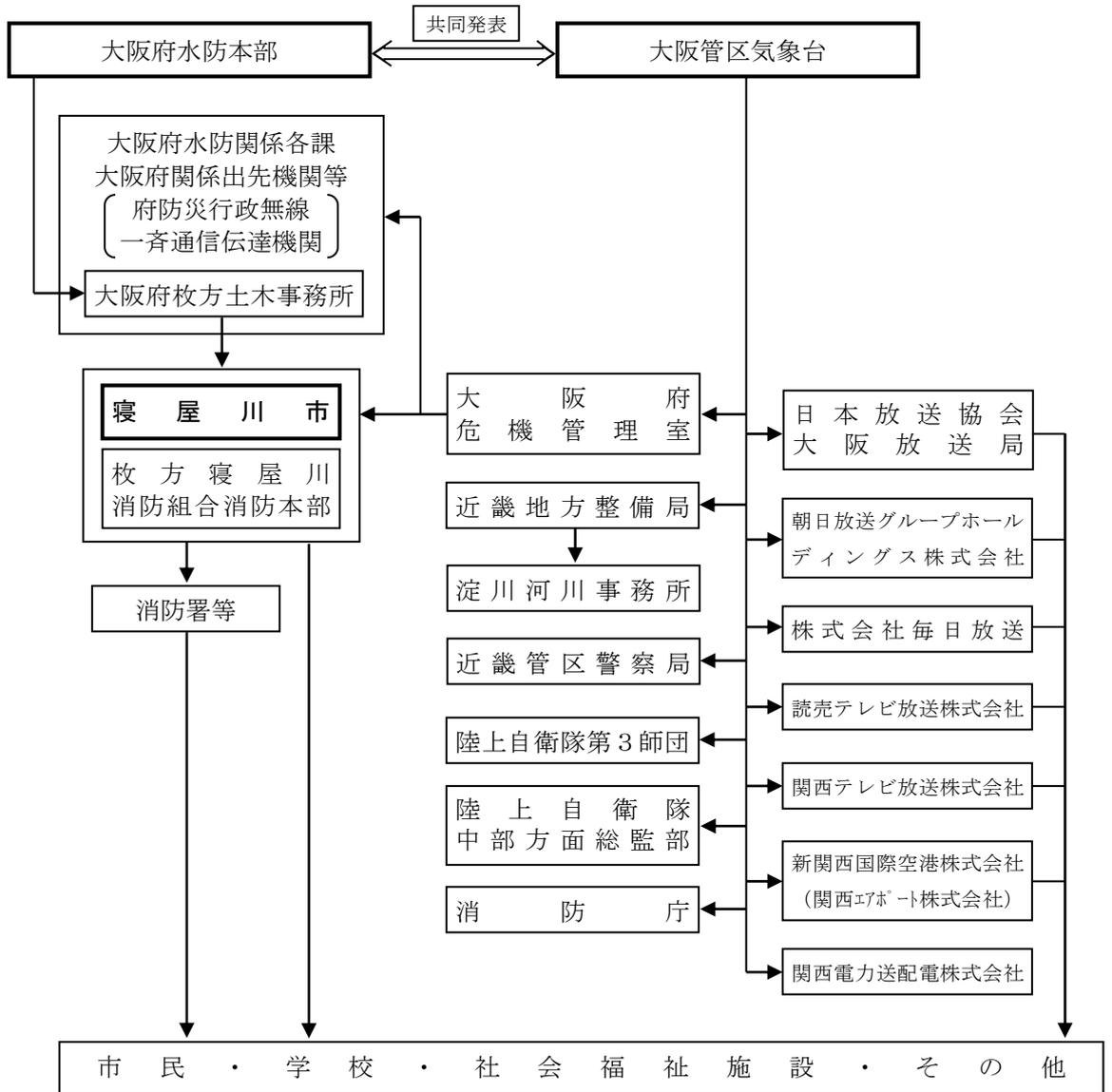
※ 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設

(4) 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図



※ 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設

(5) 土砂災害警戒情報伝達系統図



4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(出典：大阪府地域防災計画 基本対策編)

5 竜巻注意情報等

大阪管区気象台は次のとおり、竜巻に関する情報を発表する。

(1) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意情報

竜巻注意情報の発表前に、気象情報及び雷注意報が段階的に発表され、両情報に「竜巻」の注意喚起を含む情報が付加される場合がある。

この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意情報で約20倍高くなっている。

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合におおむね一つの府県を対象に発表される。

この場合、大気が不安定で竜巻等突風が発生する可能性は、平常時に比べて約200倍高くなっている。有効時間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

(3) 確度の高い竜巻注意情報の発表

竜巻発生を目撃情報が得られた場合に、目撃情報があった地域の周辺で更なる竜巻

等突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報が発表される。この場合、竜巻発生地域が一次細区分で、竜巻注意情報が府県単位で発表される。

竜巻の発生が確認された事例のうち約3割で、最初の竜巻から6時間以内に同一府県又は近隣府県で別の竜巻が発生している。

6 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見したものは、遅滞なく施設管理者、市長、警察官、消防職員等に通報する。通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長の通報

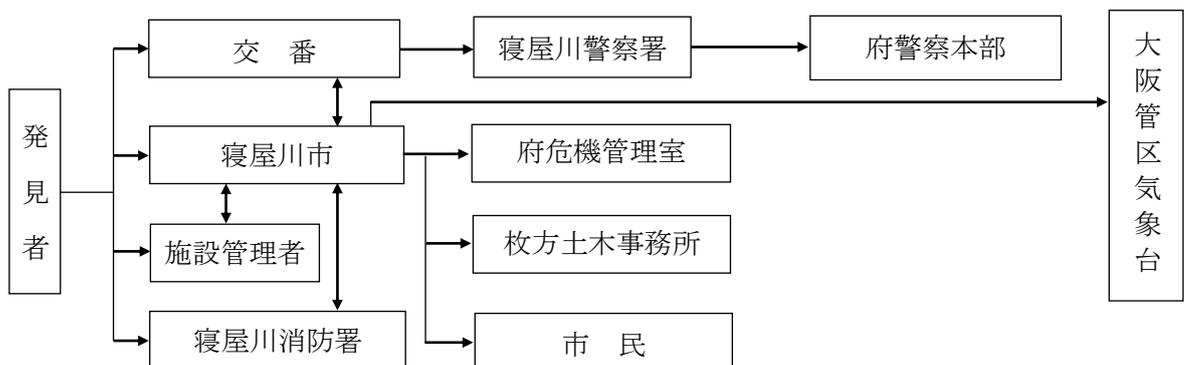
通報を受けた市長は、必要に応じ大阪管区气象台、府又は府出先機関に通報するとともに市民に対して周知徹底を図る。

(3) 異常現象の種類

水 害		① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ② 堤防からの溢水 ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 ④ アンダーパスなどの低地部の浸水 ⑤ 側溝やマンホールからの溢水 など
土砂 災害	土 石 流	① 山鳴り ② 降雨時の水位の低下 ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	① 地面のひび割れ ② 沢や井戸水の濁り ③ 斜面からの水の吹きだし など
	崖崩れ	① 湧水の濁り ② 崖の亀裂 ③ 小石の落下 など

(出典：「大阪府地域防災計画 基本対策編」)

(4) 異常現象通報系統図



7 市民への周知

市は、必要に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、ホームページ、緊急速報メール、携帯電話のアプリ等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、市民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者等に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対して採るべき措置について周知する。災害直前の広報としては、市民との危機感の共有を図るため、時々刻々の情報の発信に努める。

なお、周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

また、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・普及の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

道路管理者は、降雨等による交通規制を行う場合、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

8 災害時における通信手段の確保

(1) 関係機関の通信窓口

防災関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、防災関係機関が行う気象予報等及び災害に関する情報の収集伝達等に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 市防災行政無線

(イ) 市防災行政無線保有状況（資料編 資料3-2）

イ 水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）

ウ 消防無線（枚方寝屋川消防組合）（資料編 資料4-4）

エ 府防災行政無線

(イ) 府防災行政無線局（資料編 資料3-3）

オ 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用

(イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用（資料編 資料3-4）

<資料>

- ・淀川河川事務所水防警報・情報用紙（資料編 様式19）
- ・淀川水系洪水予報（洪水警報・洪水注意報・洪水情報）発表用紙（資料編 様式20）
- ・非常無線通信用紙（資料編 様式21）

第2節 組織動員

[市]

市は、市域内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、それぞれ必要な組織動員体制をとる。

1 災害時の配備体制の概要

市は、市域内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に災害対策本部を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。また、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。

なお、本部体制の実施に備え、気象情報等及び災害情報を収集するための体制として、気象情報等収集体制を設ける。また、気象情報等収集体制の中で危機管理部長が更なる連携・強化を図るなど、風水害対策の総合的な実施体制をとる必要があると認めた場合、緊急即応体制を設ける。

災害の規模や状況に応じて、災害の長期化を踏まえた災害対応職員の交代制を検討するとともに、健康管理への十分な配慮に努める。

(1) 災害時の配備の時期及び内容

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	
気象情報等収集体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 2 指定河川の洪水注意報が発表されたとき。 3 気象警報が発表されたとき。 4 台風情報により24時間以内に市域へ影響を及ぼすと認められ、危機管理部長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防・土砂災害関係課及び防災主管課の職員をもって気象情報等の収集を行う。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。 	
気象情報等収集体制	緊急即応体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危機管理部長が必要と判断したとき。 2 市域が台風の暴風域に入ることが予想される時。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒（対策）本部が設置される前段階において、緊急即応体制職員をもって、市民等通報対応や広報パトロールなど、災害時の初動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。
災害警戒本部	事前配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測される時。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 指定河川の洪水警報 2 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量の観測を確認したとき。 3 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係部局の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に局地的な災害が発生したとき。 2 市域に局地的な災害が予測される時。 3 災害救助法の適用のおそれがある災害が発生したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し必要な災害応急対策を採り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。
災害対策本部	A号配備	<ol style="list-style-type: none"> 4 災害情報により、市域及びその周辺における大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき 5 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
	B号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域に災害が発生したとき。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備体制で対処できないとき。 3 災害情報により、市域及びその周辺に社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	C号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部局が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。

2 気象情報等収集体制

この体制は、気象情報その他の条件から状況の推移によっては、災害の発生が予測される場合に、災害警戒本部又は災害対策本部の迅速かつ適切な設置を図るため、気象情報等及び災害情報の収集伝達活動を行うために設置する。

3 緊急即応体制

この体制は、気象情報等収集体制を行う中で、関係部局間と更なる連携・強化を図る、風水害対策の総合的な実施体制の確保、多様な災害情報を集約した次体制への迅速な移行を目的として、危機管理部長が必要と判断した場合に、副市長が気象情報等収集体制と共に設置する。

緊急即応体制の設置場所は、寝屋川市役所内（本庁舎3階会議室）とする。

緊急即応体制表

予警報	集中化業務		
	電話チーム	広報パトロールチーム	総務チーム
大雨 ・ 洪水 警報	第3会議室での電話対応。（これまで保安から各所属につながっていた電話を一本化）通報受付・被害状況調査報告書（様式6）の作成→総務チームへ引継ぎ。	公用車により、市内を巡回（テープによる広報も検討）するとともに、冠水場所等の写真撮影も併せて実施する。	電話チームが受けた内容（通報受付・被害状況調査報告書（様式6））を、各所管課へ伝達するとともに、対応済箇所地図上での整理、一覧表等の作成等の対応を行う。
災害警戒体制 （災害警戒本部 の設置）	↓		
災害対策体制 （災害対策本部 の設置）	広報班（経営企画部）へ引継ぎ		

4 災害警戒本部による活動体制

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 大雨、洪水及び暴風のいずれかの警報が発表され災害のおそれがあるとき。
- イ 指定河川の洪水警報が発表されたとき。
- ウ 降雨量、水位等の観測状況からみて災害発生のおそれがあるとき。
- エ 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量を観測したとき。
- オ 局地的な災害が発生したとき。
- カ 市長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の廃止基準

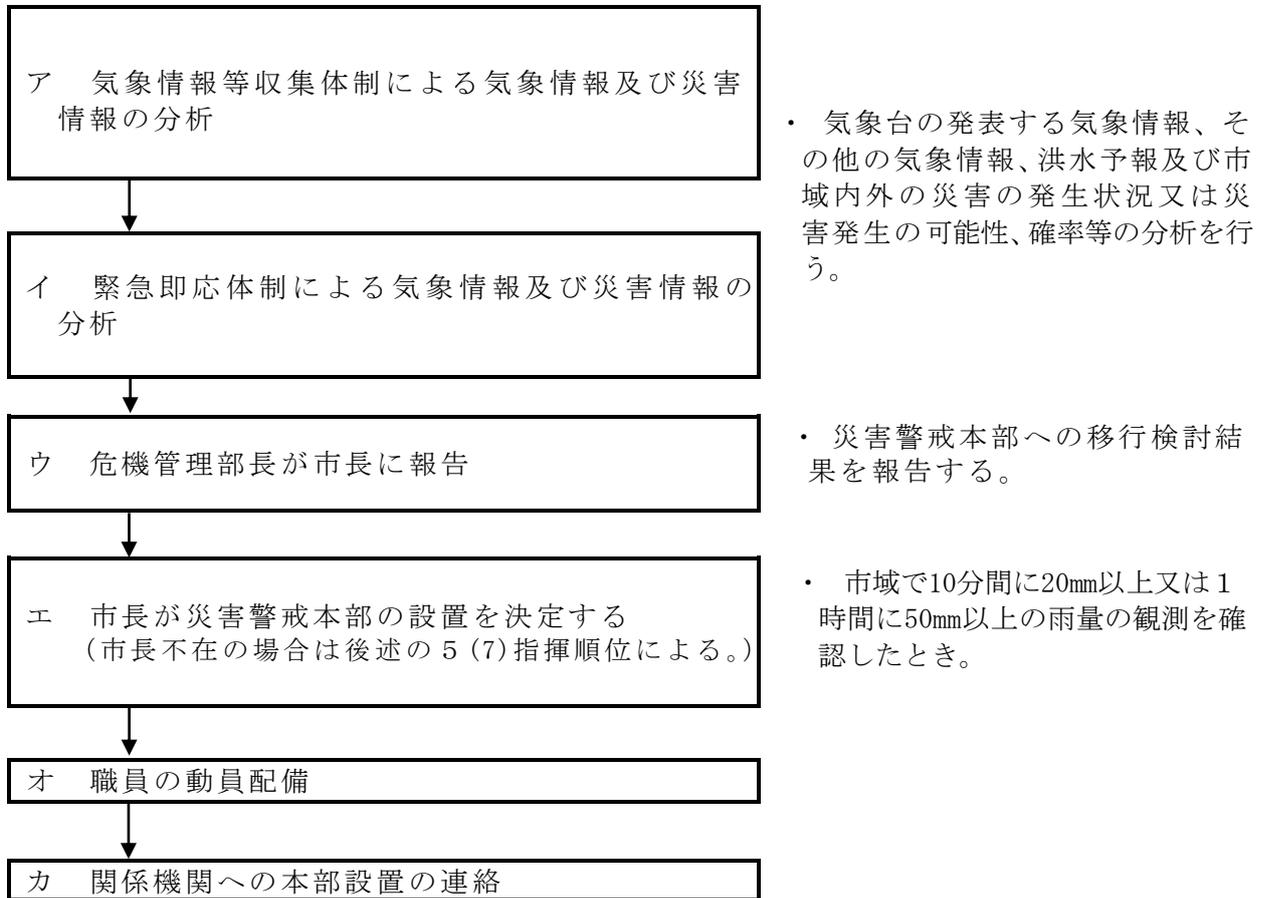
- ア 寝屋川市災害対策本部に移行されたとき。
- イ 当該災害に対する災害応急対策等の措置が終了したとき。
- ウ 災害が発生するおそれがなくなったとき。
- エ 本部長（市長）が適当と認めたとき。

(3) 災害警戒本部の設置場所

寝屋川市役所内（本庁舎2階リフレッシュルーム）に設置する。

災害警戒本部を設置した場合には、本部の入口等に本部設置を示した看板を設置する。

(4) 設置手順



(5) 職員の配備

配備体制については、災害の態様に応じて、次の基準による。

※警戒配備招集職員の日安（部長級以上、総務担当課長はすべての状況で自主参集）

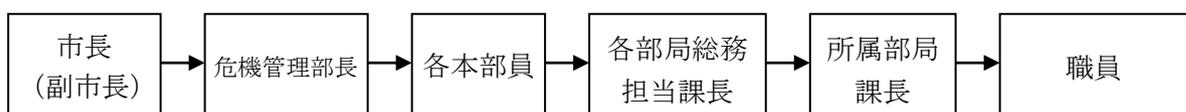
事前配備	部長級以上、総務担当課長
警戒配備	部長級以上、総務担当課長に加え、全職員の 1/4

ただし、災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減することができ、他部局からの応援派遣を行うこともできる。

また、災害警戒本部（災害対策本部）の設置の有無に関わらず、災害の規模、状況に応じて、各部局の協力体制による調査・避難対策を実施することができる。

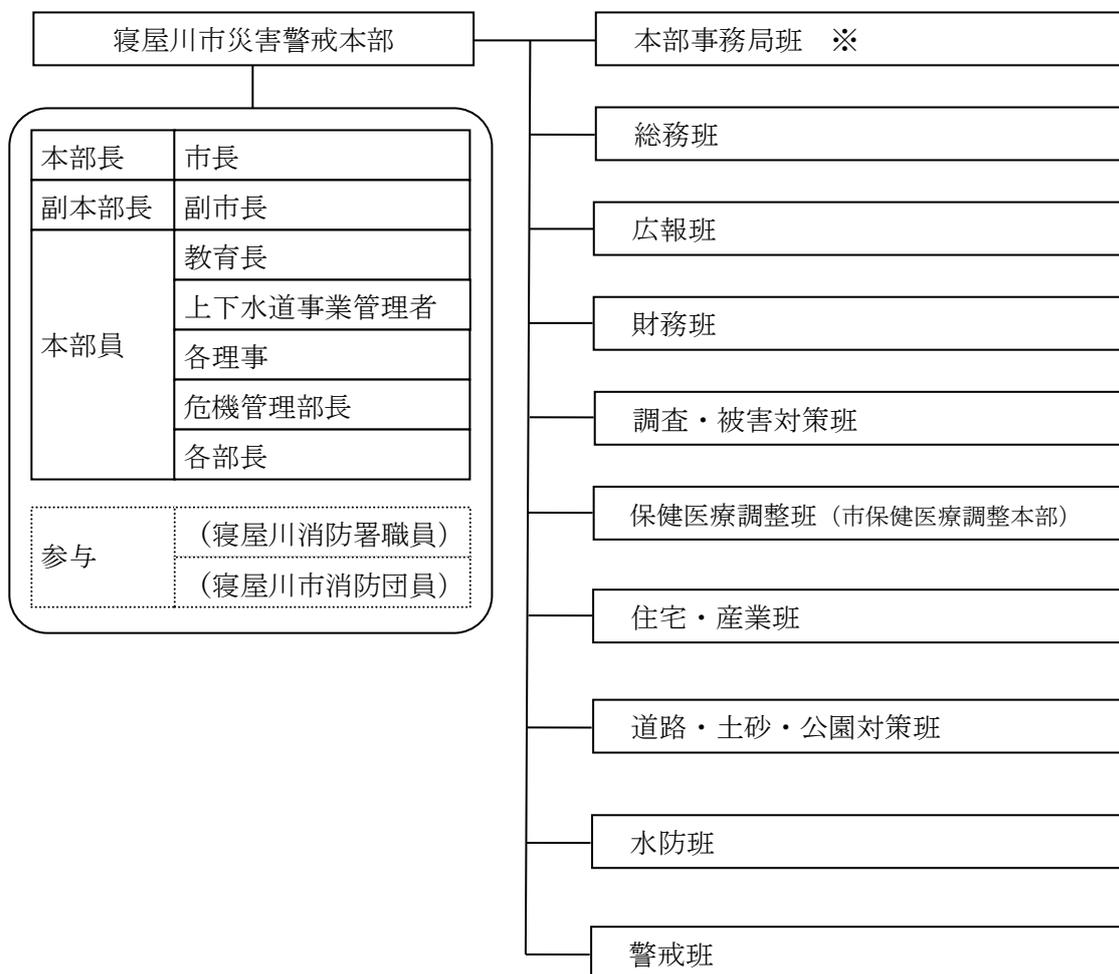
(6) 配備の伝達

配備指令の伝達は、次により行う。



(7) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 災害警戒本部の組織



※ 本部連絡員（総務担当課長）、本部市民通報等受付員、避難所応援職員等の他部局の応援等職員を含む。

イ 災害警戒本部の運営

(ア) 災害警戒本部の本部長には市長を、副本部長には副市長を、また各班長（主担部）には原則として各本部員（部長）をもって充てる。

(イ) 災害警戒本部の会議は、本部長、副本部長、本部員、参与及び本部事務局班をもって構成し、本部長が本部において収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要がある時に招集・開催し、所掌事務に関する災害応急対策を審議する。

(ウ) 各班に所属する各部局の所掌事務は、寝屋川市災害警戒本部事務分掌（資料編 資料1-4）を参照

5 災害対策本部の活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア 市域に局地的な災害が発生したとき。
- イ 市域に局地的な災害が予想される時。
- ウ 災害救助法の適用のおそれがある災害が発生したとき。
- エ 災害情報により、市域及びその周辺における大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき。
- オ その他の状況により市長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の廃止基準

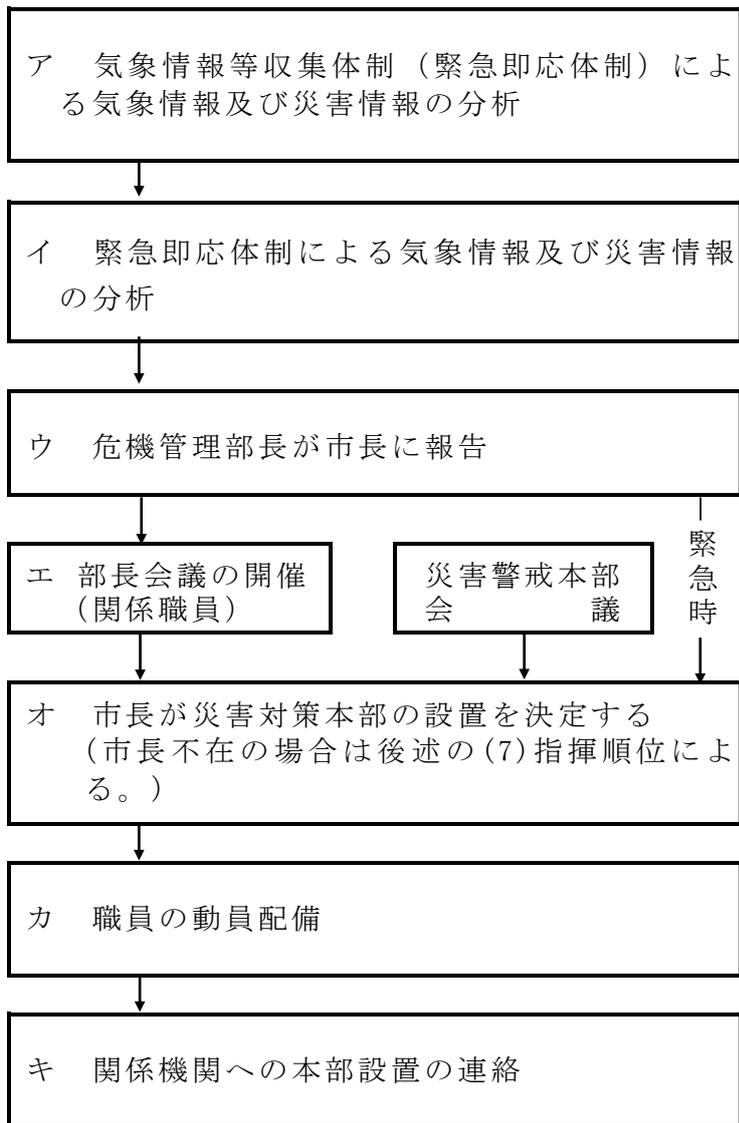
- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他、本部長（市長）が適当と認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置場所

本部は、寝屋川市役所内（本庁舎2階リフレッシュルーム）に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される時、又は災害の規模その他の状況により災害応急対策の推進を図るため必要があるときは、本部長（市長）の判断により他の市施設（議会棟）等に設置することができる。この場合は、各関係機関に周知徹底を図る。

災害対策本部を設置した場合には、本部の入口等に本部設置を示した看板を設置する。

(4) 設置手順



- ・ 気象台の発表する気象情報、その他の気象情報、洪水予報及び市域内外の災害の発生状況又は災害発生の可能性、確率等の分析を行う。

- ・ 災害警戒本部への移行検討結果を報告する。

- ・ 必要により各部総務担当課長（本部連絡員）も招集する。

(5) 職員の配備

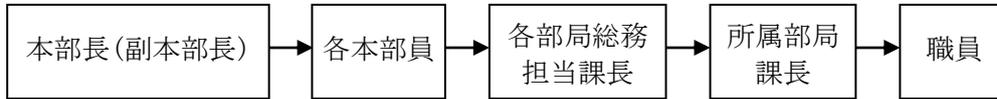
配備体制については、災害の態様に応じて、次の基準による。

A号配備	警戒配備職員に加え、全職員の1/6
B号配備	警戒配備職員、A号配備対象職員に加え、全職員の1/3 ※警戒配備対象職員、A号配備対象職員も自動的に参集
C号配備	残りの職員（再任用職員含む）が参集する（任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員を除く）。 ※ 警戒配備対象職員、A号配備対象職員、B号配備対象職員も自動的に参集

(6) 配備の伝達

配備指令の伝達は、次により行う。

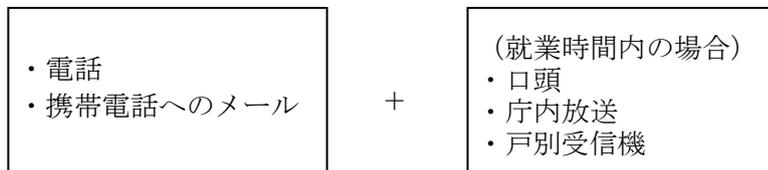
ア 災害警戒本部が既に立ち上がっているとき。



イ 災害警戒本部が立ち上がっていないとき。



<伝達手段>



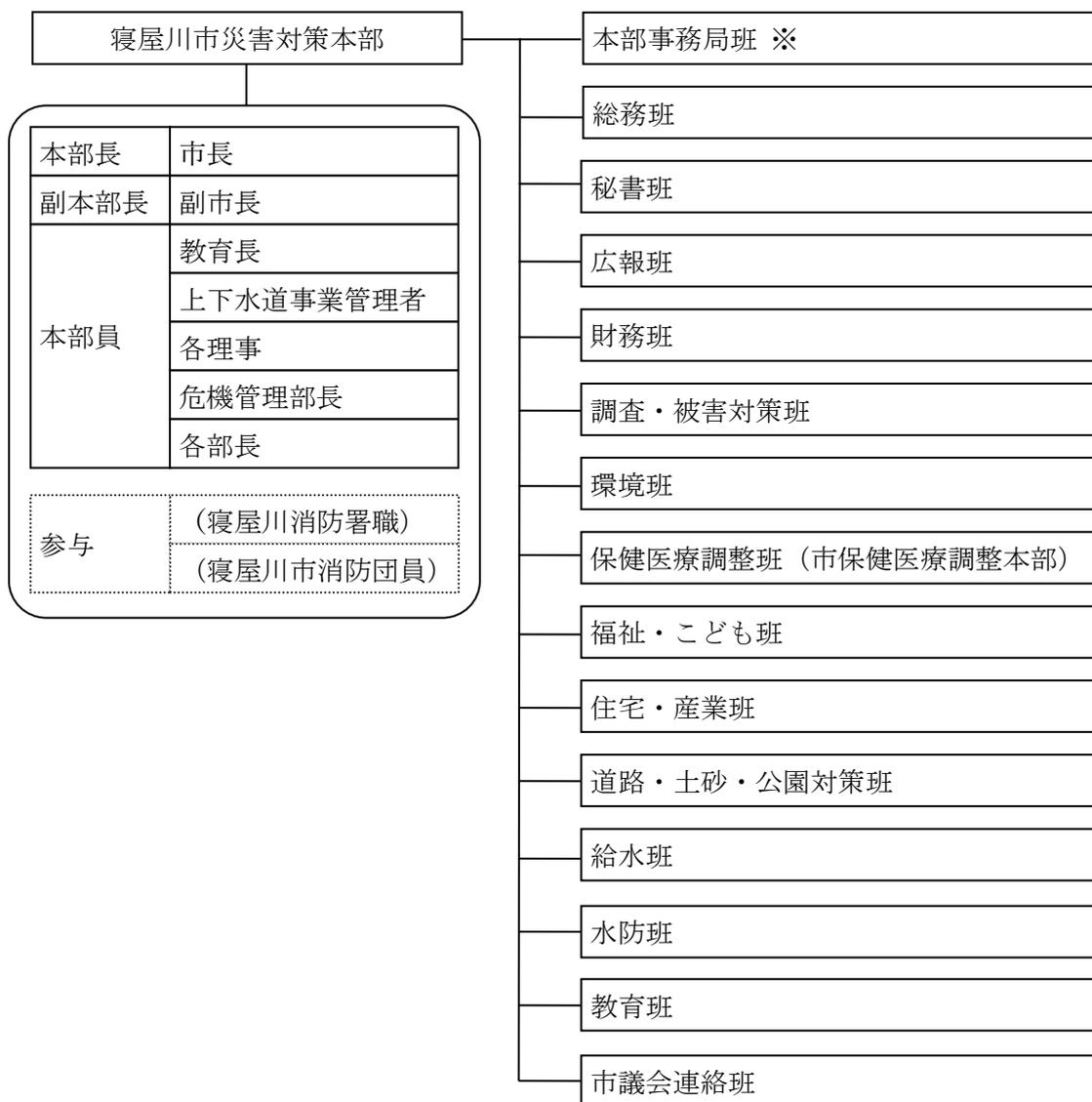
(7) 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長（危機管理部局を担当する副市長）
2	他の副市長
3	危機管理部長
4	教育長
5	上下水道事業管理者

(8) 災害対策本部の組織及び本部会議の運営

ア 災害対策本部の組織



※ 本部連絡員（総務担当課長）、本部市民通報等受付員、避難所応援職員等の他部局の応援等職員を含む。

イ 災害対策本部会議の運営

(ア) 災害対策本部の本部長には市長を、副本部長には副市長を、また各班長（主担部）には各本部員（部長）をもって充てる。

(イ) 災害対策本部の会議は、本部長、副本部長、本部員、参与及び本部事務局班で構成し、次の事項について決定し、その実行を推進する。

- a 災害応急対策の基本方針に関すること。
- b 動員配備体制に関すること。

- c 各班間の連絡調整事項の指示に関する事。
- d 自衛隊災害派遣要請に関する事。
- e 国、府及び関係機関との連絡調整及び応援要請等に関する事。
- f 他市町村への応援要請に関する事。
- g その他災害に関する重要な事項。

ウ 本部事務局の役割

本部事務局は、本部連絡員（各部局総務担当課長）、本部市民通報等受付員、本部事務局班等で構成し、本部の指示事項の伝達及び本部の運営事務等に当たる。

(9) 関係機関との連絡調整

市の地域において災害が発生し、各種の災害応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、寝屋川市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

国（内閣府）は、府、関係省庁、市及び他市町村、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

市は、連絡会議及び調整会議において把握した情報について関係機関等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(10) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各班は、それぞれの組織を整理し、本部会議の決定に基づき、情報収集伝達、応援要請、消防、水防、救助、その他の災害応急対策を実施する。

なお、各班の事務分掌は、寝屋川市災害対策本部事務分掌（資料編 資料1-5）に示す。

(11) 府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

6 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 勤務時間外及び休日等においても、職員は配備指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

ただし、次に掲げるものは参集を要しない。

- ア 公務のため管外出張中の者
- イ 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の者
- ウ その他事情により特に所属長がやむを得ないと認めた者

7 動員

(1) 配備計画

各班長が部内を調整の上、必要な人員及び班を編制し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておく。

(2) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長（市長）の指示により配備体制を整え、各本部員（部長）は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立する。

(3) 各課の動員計画

各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ災害警戒本部体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておく。

(4) 非常招集の方法

ア 各本部員（部長）等による非常招集の方法は、携帯メール又は電話による。

イ 出張等で所定の勤務に就けない場合や、災害で所定の参集場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や指定避難所に参集し、当該施設の責任者の指示に従って、災害応急対策活動に従事するとともに、所属の長又は所定勤務場所の責任者にその旨を連絡する。

ウ 動員状況の報告及び連絡

(ア) 職員は、参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(イ) 市において防災活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。

(ウ) 各本部員は、動員した職員の氏名、時刻等を動員職員名簿（資料編 様式2）により本部長（市長）に報告する。

エ 本部連絡員

(ア) 各班別に本部連絡員を置く。本部連絡員は、総務担当課長又は所属班長の指名する職員をもって充てる。

(イ) 本部連絡員は、所属班と災害対策本部との連絡等に当たる。

8 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

(1) 職員の安全確保と初動体制

あらかじめ定めた初動体制に基づき、職員への情報伝達や、職員の安全確保と迅速な初動対応を実施するが、状況に応じて臨機に対応する。

(2) 防災対応や避難誘導にかかる行動ルール

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、あらかじめ定めた防災対応や避難誘導にかかる行動ルールに基づく。

<資 料>

- ・寝屋川市防災会議条例（資料編 資料1-1）
- ・寝屋川市防災会議の構成（資料編 資料1-2）
- ・寝屋川市災害対策本部条例（資料編 資料1-3）
- ・寝屋川市災害警戒本部事務分掌（資料編 資料1-4）
- ・寝屋川市災害対策本部事務分掌（資料編 資料1-5）
- ・項目別 担当部局等一覧表（資料編 資料1-6）
- ・動員職員名簿（資料編 様式2）
- ・参集途上における被害状況報告書（資料編 様式3）
- ・通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）

第3節 警戒活動

[市・関係機関]

市、府を始め関係機関は、風水害等の災害の発生に備え、警戒活動を行う。

1 気象観測情報の収集伝達

市、府及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 雨量

ア 市水防班は、市域の雨量情報等の正確な把握に努め、本部へ報告する。

イ 本部長（市長）は必要に応じて、大阪管区气象台、府危機管理室等へ連絡する。

(2) 河川・ため池水位

ア 水防管理者（市長）は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、本部、現地指導班長（枚方土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長）及び他の水防管理者へ通報する。

イ ため池管理者は、現地指導班長（中部農と緑の総合事務所長）、水防班を担当する本部員及び水防管理者へ水位状況を通報する。

(3) 情報交換の徹底

市、府を始め関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

2 水防警報及び水防情報の伝達

近畿地方整備局又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、近畿地方整備局又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する（水防法第16条第1項）。

(1) 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められるときは、淀川河川事務所長は、水防警報を発令し知事に通知し、知事は直ちに枚方土木事務所及び関係水防管理者（淀川左岸水防事務組合水防管理者）に報告する。

本部長（市長）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに関係部局に通報する。

(2) 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川（寝屋川市域においては寝屋川、古川）において、洪水が生じるおそれがあると認められるときは、府現地指導班長（寝屋川水系改修工営所長）は、直ちに、水防警報を発令し、関係水防管理者（市長）に通知するとともに、府水防本部に通知する。

本部長（市長）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに関係部局に通報する。

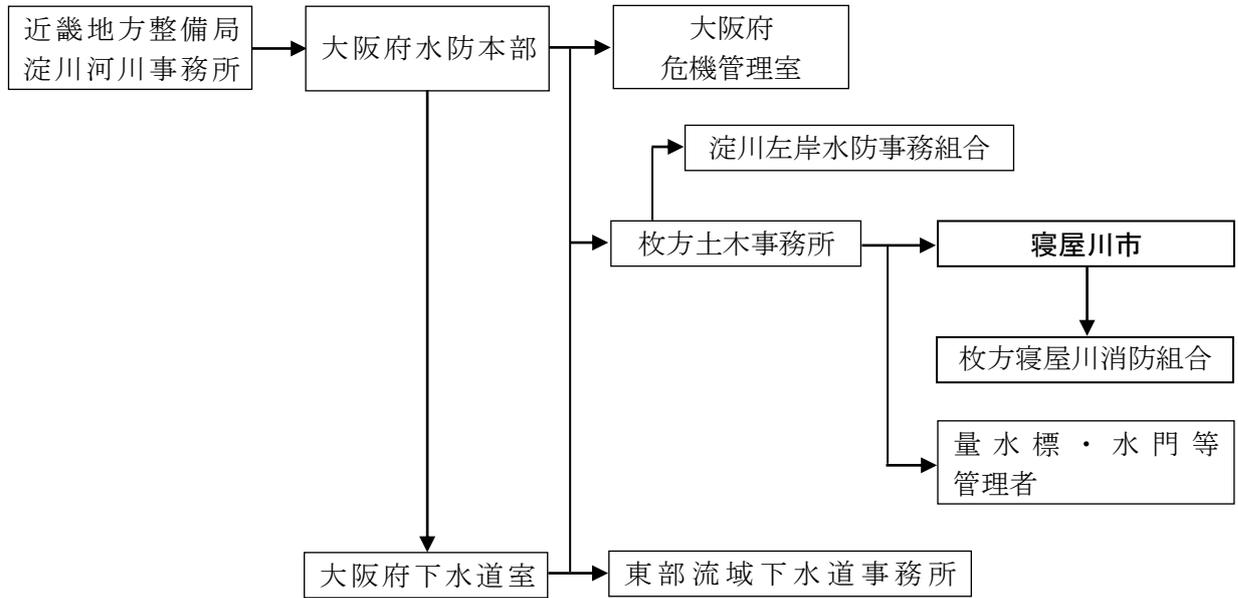
(3) 水防情報

淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府水防本部長（知事）に通知し、府水防本部長は自ら掌握した情報も合わせて、関係水防管理者（淀川左岸水防事務組合水防管理者）に通知する。

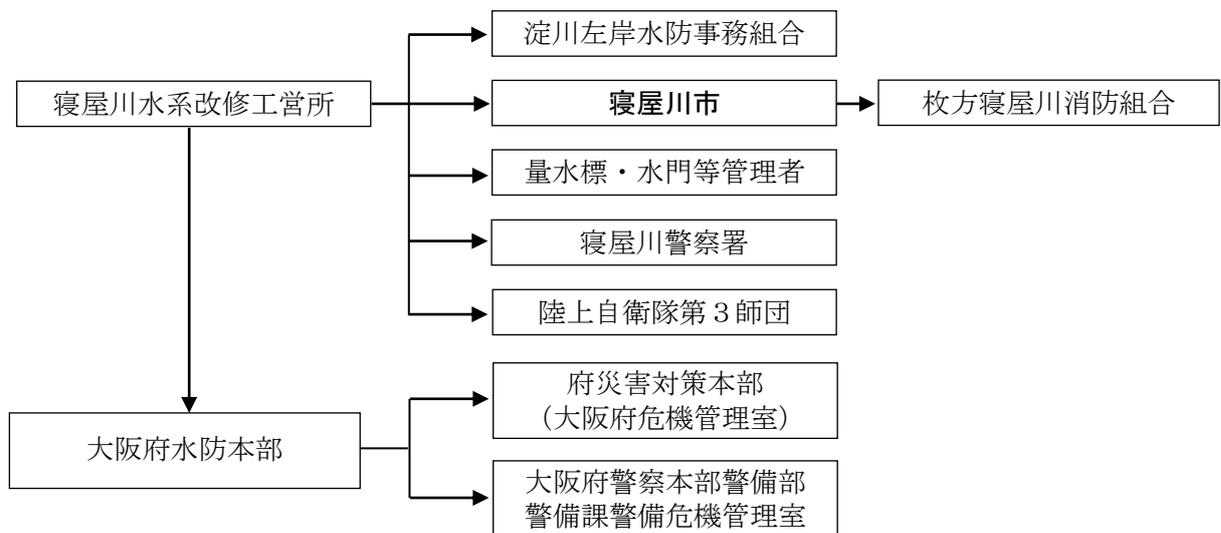
本部長（市長）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに関係部局に通報する。

(4) 水防警報の伝達系統図

ア 近畿地方整備局が発表する水防警報



イ 知事が発表する水防警報



(5) 警報発表の時期

水防警報発表の段階

段階	種類	内容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	① 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ② 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	① 氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 ② 氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるそれがあるとき。
第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報発表の時期

発表者	近畿地方整備局 (淀川河川事務所長)	知事 (寝屋川水系改修工営所長)
河川名	淀川	寝屋川、古川
第1段階 待機	氾濫注意（警戒）水位を越す10時間前	
第2段階 準備	氾濫注意（警戒）水位を越す7時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみのときは別途判断する。）。
第3段階 出動	氾濫注意（警戒）水位を越す2時間前	① 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 ② 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想される時。
第4段階 解除	水防活動の終わるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき。
準備解除	—	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき。

- ・ 近畿地方整備局は、水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。
- ・ 知事は、水防警報のうち、「待機」については省略する。
- ・ 知事は、水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。
- ・ 知事は、水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び「解除」が発表されない場合のみ発表する。

3 水防活動

市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。市及び淀川左岸水防事務組合は、近畿地方整備局と府の管理河川も含めて、市域の水防の責任を有する。淀川左岸水防事務組合は、淀川についての水防の責任を有しており、淀川左岸水防事務組合規約に定める区域を所管する。なお、市災害対策本部が設置された場合は、同本部の下、水防活動を実施する。また、水害発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

- (1) 水防区域監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所等を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長（枚方土木事務所長、寝屋川水系改修工営所長、中部農と緑の総合事務所長）に報告する。

- ア 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等
- イ 堤防からの溢水及び漏水等
- ウ 樋門の水漏れ
- エ 橋りょう等の建造物の異常
- オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- カ 市街地浸水及び道路冠水

(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

(4) 必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

4 土砂災害警戒活動

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

(1) 警戒活動の基準

警戒活動を採る基準は、次の雨量状況を基準とする。

- ア 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(ア) 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・市民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(イ) 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・自治会や地域協働協議会（防災に関する部会）等の活動を要請する。
- ・市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

- イ 宅地造成工事規制区域

「ア」を参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

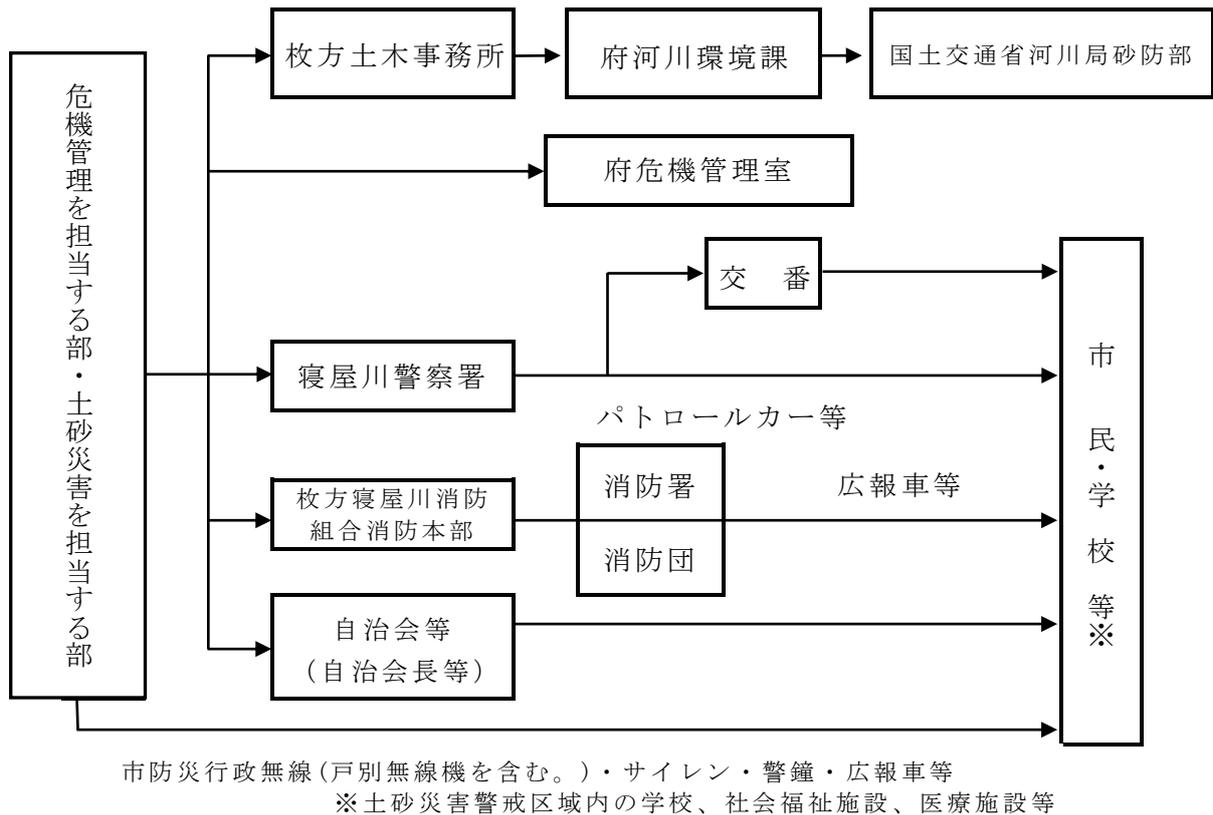
なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壌雨量指数等が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」を基に、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

(3) 情報の収集及び伝達

- ア 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達系統図



[情報収集方法]

- 土砂災害の防災情報 (おおさか防災ネット)
 - 気象情報配信事業者 (ウェザーニュース、天気ドットコムなど)
- からの情報

イ 伝達情報の内容

- (ア) 気象予警報等の情報
- (イ) 府内の降雨量の状況
- (ウ) 前兆現象の監視、観測状況の報告
- (エ) 避難の指示
- (オ) その他災害応急対策に必要な情報

ウ 前兆現象等の把握

市は、大雨注意報・警報等が発表された場合、又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象等の把握を行う。

- (ア) 危険箇所及びその周辺の降雨量
- (イ) 斜面の地表水、湧水(濁り、涸渇等)、亀裂状況
- (ウ) 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- (エ) 斜面の局部的崩壊
- (オ) 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- (カ) 人家等建物の損壊状況
- (キ) 住民及び滞留者数
- (ク) その他必要な情報

(4) 土砂災害警戒情報発表時の措置

土砂災害警戒情報発表時、市は次の活動を行う。

情報の種類	活動の目安 (市)	活動の目安 【参考】 (大阪府水防本部)
大雨警報 (土砂災害) かつメッシュ情報で大雨警報 (土砂災害) の基準到達	○ 高齢者等避難の発令	○ 避難情報の発令状況の確認
土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報 (実況) の基準到達	○ 避難指示の発令	○ 避難情報の発令状況の確認 ○ ホットラインの実施
上記を通じて	○ 土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 ○ 市における相互の協力及び応援	○ 土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 ○ 市への通知・調整等

(5) 斜面判定士制度の活用

市及び府は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

(1) ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

ア 水道事業者及び下水道事業者

(ア) 緊急対策要員の確保 (待機及び非常招集体制の確立)

(イ) 災害応急対策用資機材の確保

イ 電力 (関西電力送配電株式会社)

(ア) 応急対策要員の確保 (待機及び非常招集体制の確立)

(イ) 応急対策用資機材の確保

ウ ガス (大阪ガス株式会社等)

(ア) 応急対策要員の確保 (待機及び非常招集体制の確立)

(イ) 応急対策用資機材の点検、整備、確保

(ウ) ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

エ 電気通信 (西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

(ア) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

(イ) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

(ウ) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

- (エ) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - (オ) 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - (カ) 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - (キ) その他安全上必要な措置
- (2) 放送事業者（日本放送協会、放送事業者）
気象情報等の収集に努める。
- ア 電源設備、給排水設備の整備及び点検
 - イ 中継及び連絡回線の確保
 - ウ 放送設備及び空中線の点検
 - エ 緊急放送の準備
- (3) 交通施設管理者
気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。
- ア 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）
 - (ア) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - (イ) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
 - イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局）
 - (ア) 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - (イ) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
 - ウ バス路線（京阪バス株式会社等）
 - (ア) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
 - (イ) バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第4節 避難の指示及び誘導

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難の指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

特に、淀川、寝屋川洪水時に市民の安全を確保するため、市は洪水災害の特性を考慮した上で、安全な指定避難所の指定について検討し、避難先及び避難時の注意事項について、事前に市民に周知徹底を図る。

1 防災気象情報等の利用

(1) 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種類	発表間隔	特徴
気象状況の監視	気象レーダー	5分ごと	半径300～400kmの範囲内の雨や雪を観測
	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせる降水分布を1km四方の細かさで解析
気象状況の予報	大雨警報・注意報	随時	市町村単位で発表される。随時発表される。
	天気予報	1日3回	発表単位は大阪府
	降水短時間予報	30分ごと	6時間先までの各1時間降水量を1km四方の細かさで予測
	降水ナウキャスト	5分ごと	1時間先までの5分ごとの降水の強さを1km四方の細かさで予測
	高解像度降水ナウキャスト	5分ごと	30分先までの5分ごとの降水の強さを、陸上及び海岸近くの海上で250m四方、その他の海上では1km四方の細かさで予測。また、予測時間35分から60分までは、30分までと同じアルゴリズムで予測した1km解像度で予測
竜巻発生確度ナウキャスト	10分ごと	1時間先までの10分ごとの竜巻の発生確度を10km四方で予測 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。	

※ 実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキ

キャスト」を、1時間先から6時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

(2) 防災情報提供システム

気象庁では、発表されている防災気象情報を市の防災担当者が分かりやすく見ることができるよう、防災情報提供システムによるインターネットの専用ページを設けており、一般閲覧より詳細な情報が利用できる。

(3) ホットライン

大阪管区气象台は、地域の災害特性、気象特性等を踏まえつつ、最新の気象状況や気象の見通しなどを、市とのホットラインにより解説することで、市の避難指示等の判断を支援する。

2 避難の考え方

大雨時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

大雨時の避難に当たっては、①被害発生予想が可能となるような情報収集(防災気象情報等)、②地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、③冠水時等の屋外移動の回避、④垂直避難などに留意し、適切な行動を選択し実施する。

このため、避難行動を、命を守るための「緊急的な行動」と「一定期間仮の避難生活を送る行動」の2つに分類する。

安全確保行動の分類

避難行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	退 避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。
	水平移動 (一時的)	その場を立ち退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
仮の避難生活を送る行動	水平移動 (長期的)	住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活を送る。

出典：災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月 中央防災会議）

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に則して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、市民が自らの判断で避難行動を採ることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

市域において特別警報が発表されたときは、市民に対し、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知するとともに、ただちに最善を尽くして身を守るよう呼び掛けを行う。

また、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

市は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

避難指示等により立退き避難が必要な市民等に求める行動

警戒レベル	市民等がとるべき行動	行動を市民等に促す情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル (注意) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル (警戒) ・ 大雨警報 (土砂災害) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。	避難指示 (市町村長が発令)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル (非常に危険) ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険) ※1
警戒レベル5	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ・ 命の危険、直ちに安全確保。 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとして身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報 (浸水害)) ※2 ・ (大雨特別警報 (土砂災害)) ※2

注1) 市は、市民に対して避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

- 注2) 市が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3) 土砂キキクル（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注4) ※1土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注5) ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。
- 注6) 発令範囲については、特に土砂災害について、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

(1) 高齢者等避難

本部長（市長）は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に高齢者等避難を発令・伝達する。

避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、避難行動を採りやすい時間帯に高齢者等避難を提供するよう努める。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(2) 避難指示

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示を行う。

ただし、本部長（市長）は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、指定の避難所ではなく、自宅等の屋内に留まることや建物の上階への移動を行う「緊急安全確保措置」を指示する（災害対策基本法第60条第3項）。この「緊急安全確保措置」も避難指示等が促す避難行動とする。

避難のための立ち退き指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項

警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。	自衛隊法 第94条第1項

- ※ 指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。
- ※ 本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- ※ 本部長（市長）は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ※ 本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

4 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達に当たっては、避難指示等を出す地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットによるメール配信やメールねやがわ（安全・安心メール一斉配信サービス）、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮するとともに、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特別警報が発表されたときは、市民に対し、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知するとともに、ただちに最善を尽くして身を守るよう呼び掛けを行う。

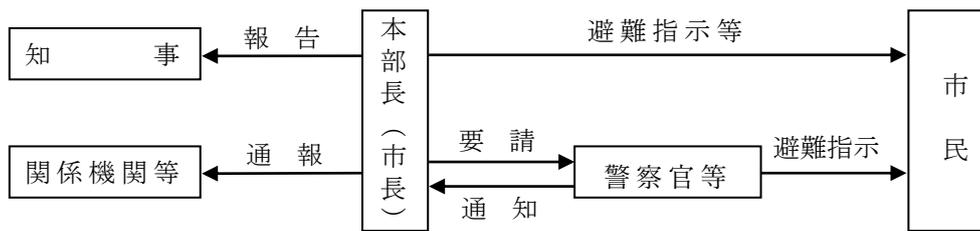
(1) 高齢者等避難

実施基準	<p>気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示を行うことが予想される場合 ア 河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水により被害が発生するおそれがあるとき。 ※ 詳細は避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。</p>
趣 旨	<p>住民に対して状況の周知を行い、避難のための準備と心構えを事前に徹底する。避難行動要支援者及び要配慮者は、避難行動を開始する。また、避難支援等関係者は支援行動を開始する。</p>
伝達内容	<p>ア 発表者 イ 避難準備をすべき理由 ウ 危険地域 エ 避難する場合の避難先、方法、経路 オ 携行品、火気の始末、戸締まり等注意事項</p>
高齢者等 避難 伝達文 (例文)	<p><サイレン> 「サイレン3秒、1秒休み」を3回くり返し ■緊急放送！緊急放送！ ■こちらは、寝屋川市です。 ■（淀川、寝屋川）が増水しはん濫するおそれがあるため、〇〇校区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇校区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 （※地域の状況に応じた表現で伝達する。） 【放送後に5分間隔で、20分後（4回）まで放送】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><市民のとるべき行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも避難できるように、避難の準備をする。 ・ラジオ、テレビで最新の気象情報、災害情報を入手する。 ・避難に時間のかかる方は避難を開始する。 ・避難支援者は支援行動を開始する。 </div>
避難の準備	<p>避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。 ア 避難に際しては、必ず火気危険物の始末を完全に行う。 イ 避難者は、食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。 ウ 避難者は、できるだけ氏名簿（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。 エ 動きやすい服装で、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。 オ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。 カ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。 キ その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。</p>

(2) 避難指示

<p>実施基準</p>	<p>ア 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 イ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が切迫しているとき。 ウ ため池の決壊等のおそれがあり、危険が切迫しているとき。 エ 土砂災害のおそれがあり、危険が切迫しているとき。 オ 火災の拡大及び爆発等のおそれがあるとき。 カ その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。 ※ 詳細は寝屋川市避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編）、（土砂災害編）に定める。</p>
<p>伝達内容</p>	<p>ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 避難先 エ 避難経路 オ 避難誘導員の指示連絡等</p>
<p>避難指示 伝達文 (例文)</p>	<p><サイレン> 「サイレン7秒、1秒休み」を3回くり返し ■緊急放送！緊急放送！ ■こちらは、寝屋川市です。 ■（淀川、寝屋川）が増水しはん濫するおそれが高まったため、〇〇校区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇校区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。 【放送後に5分間隔で、20分後（4回）まで放送】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><市民のとるべき行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された指定避難所に、ただちに避難する。 （避難は徒歩で、車の使用はやめる。） </div>

(3) 避難指示等の伝達経路



(4) 知事に対する報告

本部長（市長）は、避難の指示等を行った場合その旨を知事に報告する。また避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。

5 避難者の誘導

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官、施設管理者等の協力を得て、地域協働協議会（防災に関する部会）、地域自治会役員と連携して組織的な避難誘導を行い、極力安全と統制を図り実施する。

(1) 誘導に当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるとともに、定められた指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、避難行動要支援者及びこれらのものに必要な避難支援等関係者を優先して行う。避難行動要支援者名簿に基づき、地域協働協議会（防災に関する部会）等の自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、福祉を担当する部で把握している避難行動要支援者情報に基づき、避難行動要支援者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

なお、府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づく「避難行動要支援者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。

- (2) 学校、病院、社会教育施設及び社会福祉施設においては、各施設の管理者等が、幼児・児童・生徒、施設利用者等を指定避難所、若しくは受渡場所まで安全に避難誘導する。
- (3) 避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

また、緊急交通路に選定されている避難経路での避難については、関係機関と緊密な連携を取りながら避難者の安全を確保する。

- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。また、避難支援等関係者の安全確保に努める。妊産婦や乳幼児を連れた保護者に対しては、必要に応じて避難介助を行う。
- (5) 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。
- (6) 大規模災害時には、必要に応じて住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者の在宅避難への誘導を検討する。

6 被災者の運送要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府に対し、被災者の運送を要請する。

府は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人、場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

7 避難の解除

本部長（市長）災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

8 警戒区域の設定

本部長（市長）災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、寝屋川警察署、消防機関等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。さらに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法
市長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防職員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項

消防長 又は 消防署長	火 災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第1項
警察署長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防職員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第21条第1項
警 察 官	洪 水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法 第21条第2項

9 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。避難指示等の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。

土砂災害にかかる避難指示等を解除しようとする場合は、必要に応じて国土交通大臣又は府知事に対し、助言の要求を行う。

10 指定避難所の開設等

避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。

- (1) 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、速やかに指定避難所の施設の管理者に連絡する。
- (2) 本部長（市長）は、指定避難所を開設したときは、指定避難所の維持管理のため、直ちに避難所責任者を派遣する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難なときは、あらかじめ協議した地域協働協議会（防災に関する部会）の役員や施設の管理者を開設者とする事ができる。

11 淀川洪水時の指定避難所の設定

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには国と気象台から洪水予報が発表される。また、国より水防法の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表されている。

- (1) 淀川水系洪水浸水想定区域図（平成29年6月 国が公表：淀川の外水氾濫による浸水）国により、想定しうる最大規模の降雨（淀川流域平均約360mm/24時間）の雨量を想定して作成されている。

水防法の規定により、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を洪水ハザードマップ等で定める。

(2) 指定避難所の設定

淀川と寝屋川等の氾濫による想定浸水深（洪水氾濫解析）、土砂災害警戒区域等を基に、指定避難所の設定を行う。

避難後の救援物資の配布、防災行政無線の設置などを考慮して、指定避難所の中から次の基本方針により、開設する指定避難所を設定する。

ア 浸水の危険性がない高台の公共施設を中心に設定する。

イ 浸水想定区域内に位置するが2階以上が使える堅牢な施設は避難所とする。

12 寝屋川・古川洪水時の指定避難所の設定

寝屋川、古川は、府により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには洪水予報が発表される。

また、水防法の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深のほかに、府の全管理河川を対象とする洪水リスク表示図が公表されている。

公表されている 浸水想定 の名称	公表年、公表主体又 は作成年、作成主体	検討条件
淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川 分水路・古川・楠根川・城北川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)) (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食))	平成31年3月、 大阪府寝屋川水系改 修工営所作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を示した図面 ・ 平成30年度末時点の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの ・ 府管理河川以外（支川など）の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していない ・ 算定の前提となる降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、1時間最大雨量138.1mm
淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川 分水路・古川・楠根川・城北川 洪水浸水想定区域図(計 画規模)	平成31年3月、 大阪府寝屋川水系改 修工営所作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面 ・ 平成30年度末時点の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100）の降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの ・ 府管理河川以外（支川など）の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していない ・ 算定の前提となる降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量311.2mm、1時間最大雨量62.9mm
洪水リスク表示図	平成24年8月、 府公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府管理河川の外水氾濫による浸水 ・ 想定降雨は、降雨確率1/10、1/30、1/100、1/200)

水防法の規定により、これらに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を洪水ハザードマップ等で定める。

寝屋川・古川洪水時の指定避難所の設定は上記「11 淀川洪水時の指定避難所の設定」に準じて行う。

<資 料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-5）
- ・避難者名簿（世帯単位）（資料編 様式16）
- ・避難所状況報告書（開設・閉鎖）（資料編 様式17）
- ・避難所集計表（資料編 様式18）

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

[市・関係機関]

風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の調査、報告は災害応急対策の実施の基礎となるものであるため、市及び防災関係機関は相互連携を保ちつつ、事態の推移に対応した調査計画の作成、実施体制の編制を行い、被害状況等の把握に努める。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の所属や立場等の観点から、情報の選別・優先割当を行い、適切な応急対策を実施する。

1 初期情報の把握

災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(1) 被害地域、被害の規模等の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府を始め関係機関へ速やかに伝達する。

- ア 庁舎周辺の被害状況
- イ 消防機関への通報状況
- ウ 寝屋川警察署からの情報（通報状況等）
- エ 防災関係機関からの情報
- オ 消防団、自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、市民等からの情報
- カ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- キ 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害状況

(2) 被害の種別ごとの把握

次の事項について、判明次第府を始め関係機関へ伝達する。

- ア 河川、ため池等の堤防被害、急傾斜地崩壊被害状況
- イ 火災発生状況
- ウ 避難の必要の有無及びその状況
- エ 主要な道路、橋りょう、信号機等の被災状況
- オ 救急、救助活動の必要の有無及びその状況
- カ 住家の被害その他の物的被害
- キ 電気、ガス、電話、水道その他の機能被害
- ク その他本部長（市長）が必要と認める特命事項

2 詳細な被害状況等の把握

- (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の各本部員は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部長（市長）に報告しなければならない。
- (2) 災害情報の一元化を図るため、危機管理部長を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。

被害の種類については、次のとおりである。

- ア 被害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した区域・場所
- エ 被害状況
- オ 災害に対して既に採った措置
- カ 災害に対して今後採ろうとする措置
- キ 災害応急対策に要した費用の概算額
- ク その他必要な事項

被害の報告基準については、被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）参照。

(3) 被害調査報告

- ア 各班は、それぞれの被害調査担当分担に従い調査を実施し、本部事務局班に報告する。
- イ 緊急を要する被害報告は、無線で本部事務局班に連絡する。
- ウ 住民登録の有無に関わらず、市域で行方不明となった者に関しては、警察等と連携して情報収集の実施に努める。

被害調査担当分担表

調査種別	報告経路
人的及び住家、非住家の場合	<pre> graph LR A[本部事務局班] --> B[市災害対策本部] B --> C[府災害対策本部] </pre>
公共土木施設被害	
農地、農業用施設及び農作物被害	
商工業関連被害	
保健医療衛生関係被害	
廃棄物処理施設被害	
社会福祉関係被害	
文教関係被害	
水道施設被害	
下水道施設被害	
河川、水路等被害	
都市災害被害	
市有建物被害	

(4) 市民からの通報等受付

災害警戒本部又は災害対策本部の災害応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報等については、本部市民通報等受付員が集中して受け付ける。

(5) 調査報告の留意事項

ア 被害状況の迅速かつ的確を期すため、関係機関と常に連絡を図り、情報の正確を期す。

イ 本部への報告は、通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。

ウ 被害の様子については可能であれば、写真を添付する。

3 被害状況の関係機関への報告

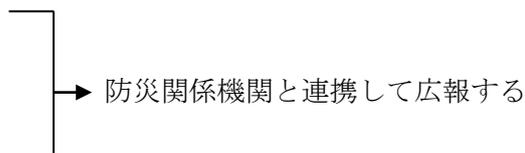
本部事務局班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

(1) 報告を要する防災関係機関

(2) 災害応急対策を実施する庁内の関係各班

(3) 報道機関

(4) 市民



報告の区分及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
速報	被害情報	覚知後、直ちに報告、以後詳細が判明の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人的被害、住家被害及び幹線道路被害 ◎ 現況を把握できた範囲で ◎ 迅速性を第一に ◎ 部分情報、未確認情報も可ただし、情報源を明記すること。 	(様式6)で受付及び調査
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告、以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急対策、措置状況(避難、水・食料・生活必需品等の供給、保健医療衛生など) ◎ 職員の人身に関わる事故 ◎ その他必要事項 	(様式6) (様式7)
	要請情報	必要な時にその都度	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 職員の補充・応援の要請 ◎ 災害応急対策用資器材、車輛等の調達への要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要事項 	(様式8)
定期	被害情報	被害状況が確定するまでの間、毎日午前10時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害発生後、緊急に報告した情報をまとめて確認された情報を報告 ◎ 全壊、全焼・半焼、死者及び重傷者が発生した場合には、その集計及び氏名・年令・住所等をできる限り速やかに報告 	(様式9)
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急対策、措置状況(避難、水・食料・生活必需品等の供給、医療・保健医療衛生等) ◎ その他必要事項 	(様式9)

報告	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前10時までにとりまとめて報告	◎ 職員の補充・応援要請 ◎ 災害応急対策用資器材、車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要事項	(様式8)
----	------	------------------------------------	---	-------

4 府への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合は、府に報告する。

(1) 報告の基準（即報基準）

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

イ 個別基準

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (イ) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (ウ) 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）に従い、災害が発生したときから、当該災害に対する災害応急対策が完了するまでの間、災害状況等報告様式（府用）（資料編 様式10）により、府に対して行う。

なお、報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民基本台帳登録の有無に関わらず、市の区域内で行方不明となった者について、寝屋川警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

ア 枚方寝屋川消防組合への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

イ 府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

エ 報告すべき火災・災害等を覚知したときには、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲*でその第一報を府に報告する。

また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。

※ 第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能

(3) 報告の種類

ア 災害概況速報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況速報」に従い報告するとともに、概況が判明するのに合わせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

イ 被害状況即報

災害発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

ウ 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第1号様式「災害確定報告」に従い事後速やかに報告する。

5 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、上記4(1)イのうち、死者又は行方不明者が生じたものである。

6 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は遅滞なく、その旨を施設管理者、本部長（市長）、警察官又は消防職員に通報する。通報を受けた者は、その旨を速やかに本部長（市長）に、また本部長（市長）は府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

7 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 関係機関の通信窓口

防災関係機関は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害時優先電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、防災関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 市防災行政無線

市防災行政無線は、固定局及び移動局がある。固定局では、受信所として小中学校等防災関連重要施設に配備されている。

(ア) 市防災行政無線保有状況（資料編 資料3-2）

イ 水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）

ウ 消防無線（枚方寝屋川消防組合）（資料編 資料4-4）

エ 府防災行政無線

(ア) 府防災行政無線局（資料編 資料3-3）

オ 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用

(ア) 大阪地区非常通信経路計画市町村系の利用（資料編 資料3-4）

(イ) 非常無線通信用紙（資料編 様式21）

<資料>

- ・関係機関の通信窓口（資料編 資料3-1）
- ・通報受付・被害状況調査報告書（資料編 様式6）
- ・災害概況速報（資料編 様式7）
- ・被害状況集計報告書（資料編 様式9）
- ・要請情報（資料編 様式8）
- ・被害状況等報告様式（府用）（資料編 様式10）
- ・地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）（資料編 様式4）
- ・土石流、土砂流用災害報告様式（府用）（資料編 様式5）

第2節 災害広報・広聴活動

[市・関係機関]

市、府及び防災関係機関は、風水害等の災害が発生したとき又は二次災害等の発生するおそれがあるときは、相互に協議調整し、市民を始め、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を提供する。

1 実施主体

広報班は、取りまとめられた情報を基に、本部事務局班やその他関係機関との協議により広報内容・時期を決定するとともに、広報活動用資料の作成、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。また、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

2 災害モード宣言

市は府と連携して、市民や事業者等に、市内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

ア 台風

気象台の予測で、台風が市域に接近・上陸し、市域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

イ その他自然災害等

その他自然災害等により、市域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

ア 自分の身の安全確保

イ 出勤・通学の抑制

ウ 市長の発令する避難情報への注意

3 災害広報活動の実施

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌（紙）の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、府は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、市は必要に応じ、収集した画像情報について府等と共有を図る。

(1) 広報の内容

ア 台風接近時の広報

- (ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- (イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- (ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報 等
- イ 災害発生直後の広報
 - (ア) 災害の規模・気象の状況
 - (イ) 洪水、土砂災害等による避難の呼び掛け
 - (ウ) 要配慮者への支援の呼び掛け
- ウ その後の広報
 - (ア) 二次災害の危険性
 - (イ) 被災状況とその後の見通し
 - (ウ) 被災者のために講じている施策
 - (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
 - (オ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
 - (カ) 交通規制情報
 - (キ) 義援物資等の取扱い及び被災地ニーズ
- (2) 広報の方法
 - ア 広報誌（紙）などの内容変更・臨時発行等
 - イ ヘリコプター、広報車やハンドマイクによる現場広報
 - ウ 指定避難所等への職員の派遣、広報誌（紙）・チラシの掲示・配布
 - エ 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による広報
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - キ 地域協働協議会（防災に関する部会）、自治会、赤十字奉仕団等の市民団体の協力等
 - ク 緊急速報メール（エリアメール）
 - ケ インターネット（ホームページ）の活用
 - コ ケーブルテレビ等への情報提供
 - サ SNSなどを活用した広報
- (3) 災害時の広報体制
 - ア 広報班長による広報内容の一元化
 - イ 広報班による広報体制の確立
 - (ア) 広報資料の作成
 - (イ) 防災関係機関との連絡調整

4 報道機関との連携

市、府を始め防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

次の放送機関への緊急放送の実施は、災害対策基本法の規定により、本部長（市長）から要請することができる。

日本放送協会、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送 ラジオ株式会社、株式会社毎日放

送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802（FM COCOLO）など

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、災害応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、専門の職員を報道責任者として配置し、定期的な情報提供を行う。また、対策要員と報道関係者との混在を避け、独立した災害対策本部事務室を確保するため、必要に応じて報道関係者控え室や仮眠室等を別室に確保するよう努める。

(3) 要配慮者に配慮した広報

ア 避難行動要支援者（障害者や高齢者等）への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害特性に配慮した広報を行う。

イ 外国人への情報提供

府は必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

(4) 安否情報の提供

日本放送協会は、安否情報の提供に努める。

5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

(1) 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の周知と活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

6 広聴活動の実施

市、府を始め防災関係機関は、被災住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話を備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的な広聴活動に努める。

<資料>

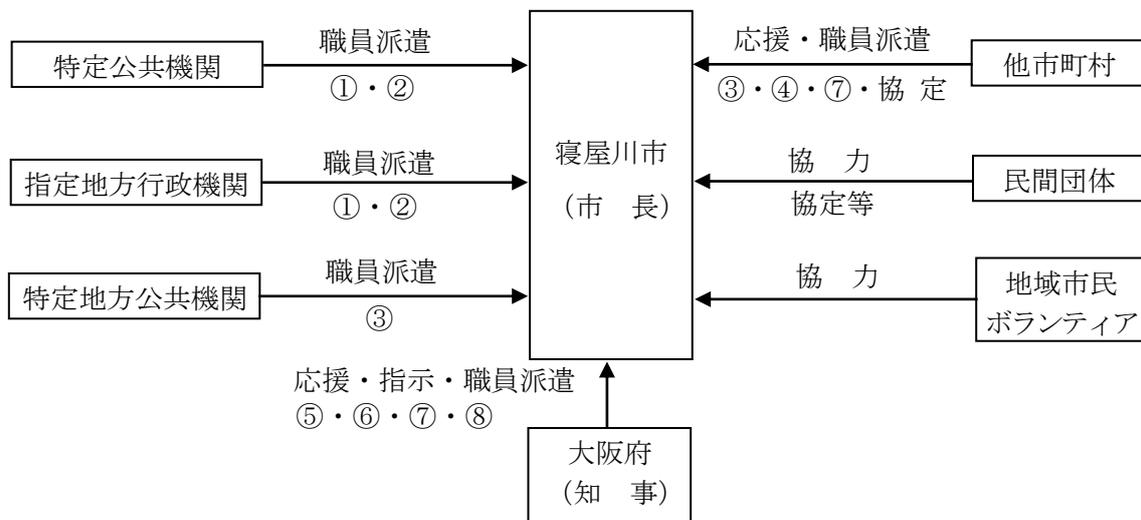
- ・市民相談連絡票（資料編 様式12）

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

[市]

災害が発生した場合に、災害応急対策を実施する上で、市のみでは、対応が不十分となる場合には、市は災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の応援部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、災害応急対策又は災害復旧の万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
（市長等^{※1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{※3}に対し職員の派遣を要請する。）
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{※1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{※3}の職員の派遣についてあっせんを求める。）
- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあっせん）
（市長等^{※1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※4}の職員の派遣についてあっせんを求める。）
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
（市長等^{※1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める。）
- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。）
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
（知事が市長に対し、災害の応急措置、応急対策について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。）
- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}、他の市長等に対し、職員の派遣を求める。）
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
（市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する。）

- ※1：市長等
市町村長又は市町村の委員会若しくは委員
- ※2：知事等
都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員
- ※3：特定公共機関
指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域にかかる災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの
- ※4：特定地方公共機関
指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

1 応援の要請

(1) 府、指定地方行政機関への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資・資機材等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要事項

(2) 府下市町村への応援要請

本部長（市長）は、災害対策基本法第67条に基づき、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

ア 災害の状況及び応援を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する物資・資機材等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要事項

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断した場合は、知事に直ちに応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

(4) 相互応援協定市町への応援要請

本部長（市長）は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

協定締結状況については、災害応援協定関係（資料編 資料12）を参照とする。

この協定は、災害発生により被災し、独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

(5) 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、本部長（市長）に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行わ

れるようにするため、特に必要があると認めるときは、本部長（市長）に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求にかかる応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける本部長（市長）の指揮の下に行動する。

(6) 知事による応急措置の代行

知事は、大阪府域にかかる災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときには、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

2 職員の派遣要請

災害発生時の災害応急対策、復旧対策を実施するため、市の職員のみでは、対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

(1) 府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条第2項又は地方自治法第252条の17第1項の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要とする事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。

なお、本部事務局班は、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

本部長（市長）は、災害対策基本法第30条第1項、第2項に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、本部事務局班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17条、第18条、第19条に定める。

3 応援の受入れ

府、他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、協定市町、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班が確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。

応援を要する班は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。また、応援部隊との間には、定期的な意見交換の場を設定する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。また、市役所等に現地連絡所等の設置を行う場合には、必要なスペース等を確保し、その設置に協力する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、枚方寝屋川消防組合と協力して、直ちに離発着できるように災害時用臨時ヘリポートを準備する。

4 民間との協力

(1) 労働者の確保

ア 従事命令、協力命令

本部長（市長）は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（従事命令）。

この場合、業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、市が災害対策基本法第84条の規定により補償（損害補償）を行う。

また、本部長（市長）は災害対策基本法第71条第2項に基づき、知事からの通知により従事命令、協力命令を発する。この場合、府が実費弁償、損害補償を行う。

(7) 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法	執行者	公用令書	実費弁償	損害補償
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
		災害対策基本法 第65条第3項	災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	不要	なし	要 災害対策基本法 第84条第1項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 第7条第1項	知事	要	要 災害救助法 第7条第5項	要 災害救助法 第18条第2項
	協力命令	災害救助法 第8条	知事	不要	なし	要 災害救助法 第18条第2項
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事	要	要 災害対策基本法 第82条第3項	要 災害対策基本法 第84条第2項
	協力命令				なし	なし
	従事命令	災害対策基本法 第71条第2項 (知事からの通知 により行う。)	市長	要	要 災害対策基本法 第82条第3項	要 災害対策基本法 第84条第2項
	協力命令				なし	なし
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官	不要	なし	なし
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防職員 消防団員	不要	なし	要 消防法 第36条第3項第1項
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	不要	なし	要 水防法 第45条

(イ) 従事命令、協力命令の対象者

命令区分 (作業対象)	対象者
災害対策基本法第65条による市長、警察官の従事命令	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害救助法第7条第1項による知事の従事命令	医療、土木建築工事又は輸送関係者
災害救助法第8条による知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法第71条第1項による知事の従事命令 災害対策基本法第71条第2項による市長の従事命令	医療、土木建築工事又は輸送関係者
災害対策基本法第71条第1項による知事の協力命令 災害対策基本法第71条第2項による市長の協力命令	応急措置を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法第4条による警察官の従事命令	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法第29条第5項による消防職員、消防団員の従事命令 水防法第24条による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令	火災の現場付近にある者 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

(ウ) 公用令書の交付

公用令書の要不要については上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。公用令書交付の対象となる従事命令又は協力命令の場合、発した命令を変更し、又は取り消すときも公用令書を交付する。

災害対策基本法に定める公用令書（資料編 様式13）

(エ) 実費弁償

交通費及び宿泊料等の実費弁償の要不要については上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。

なお、本部長（市長）が災害対策基本法第65条の規定により、また、消防職員又は消防団員が消防法第29条第5項の規定により、医療関係者に医療技術又は技能の提供を期待して出動命令を発した場合、これらの法律の規定においては、実費弁償の規定がなく、弁償する義務はないが、事実行為として提供した資器材の補償のほか、手当及び旅費等を必要に応じて支出することは差し支えないと解されている。

(オ) 損害補償

従事命令、協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡又は負傷若しくは疾病にかかった場合の損害補償は、上記「(ア) 従事命令、協力命令の種類と執行者」の一覧表による。

イ 公共職業安定所の労働者供給

(ア) 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

- a 必要労働者数
- b 男女別内訳

- c 作業の内容
- d 作業実施期間
- e 賃金の額
- f 労働時間
- g 作業場所の所在
- h 残業の有無
- i 労働者の輸送方法
- j その他必要な事項

(イ) 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

(ウ) 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

ウ 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害応急対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間協力団体に対して、災害応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。ここでいう民間協力団体とは、赤十字奉仕団、市社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所等をいう。

(2) 要員の災害応急対策従事

災害時における災害応急対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害応急対策に従事する。

ア 災害応急対策実施機関の職員

災害応急対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

イ 民間協力団体

奉仕団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定に当たっては、奉仕団体等の意見を尊重して行う。

(ア) 炊き出し、その他災害救助活動の協力

(イ) 清掃及び防疫

(ウ) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分

(エ) 災害応急対策現場における危険を伴わない軽易な作業

(オ) 軽易な作業の補助

(カ) その他上記の作業に類した作業

ウ 一般労働者

(ア) り災者の安全な場所への避難

(イ) 医療及び助産における各種移送業務

(ウ) り災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救済用物資の輸送

(カ) その他災害応急対策実施上の補助業務

エ 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。公用令書の交付対象外の場合は指示された業務に従事する。

オ 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 防災組織等の協力

市は、防災組織、市内外のボランティア等に対し災害応急対策に対する協力を求める。

ここでいう防災組織とは、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

これらの協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ・ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- ・ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・ 被害状況の調査に協力すること。
- ・ 被災地区内の秩序維持に協力すること。
- ・ その他の災害応急対策業務に関すること。

(1) 市民の協力

市民は、市災害対策本部が実施する災害応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負う。

ア 防災関係機関への協力

イ 被害情報等の防災関係機関への伝達

ウ 出火防止及び初期消火

エ 初期救急救助

オ 要配慮者の保護

カ 家庭における水、食料等の備蓄

(2) ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者はボランティアとして市災害対策本部が実施する災害応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市災害対策本部は市社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

詳細については、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第27節自発的支援の受入れ」に準ずる。

6 市職員OBの活用

大規模な災害が発生した場合、大量の災害時業務が発生し、市職員では速やかな対応が困難となることが予想される。そのため市は、防災活動や業務に関する豊富な知識及び経験を

持つ職員OBの再雇用や一時採用等により、人材の確保に努める。

7 災害発生市町村への応援

(1) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

(2) 災害発生市町村長への応援

知事から市長に対し、他の災害発生市町村長への応援を求められた場合、市は、当該市町村に対し、積極的な応援を行う。

<資料>

- ・民間応援協定（資料編 資料12-1）
- ・広域相互応援協定（資料編 資料12-2）
- ・公用令書（資料編 様式13）

第4節 災害緊急事態

[市]

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は府及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害にかかる重要な課題に適切に対応する。

第5節 自衛隊の災害派遣

[市]

本部長（市長）は、大規模な水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、市及び関係機関だけでは、十分な災害応急活動が困難な場合、市民の生命又は財産の保護のために、知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長（市長）が市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断したときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

2 派遣要請要求の手続

- (1) 派遣要請の要求は、本部長（市長）が知事に行う。この場合において、本部長（市長）は、必要に応じて、その旨及び市域にかかる災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 通信の途絶等により知事への要請の要求ができない場合は、本部長（市長）は直接陸上自衛隊第3師団長に対し災害の状況を通知する。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要するときは自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

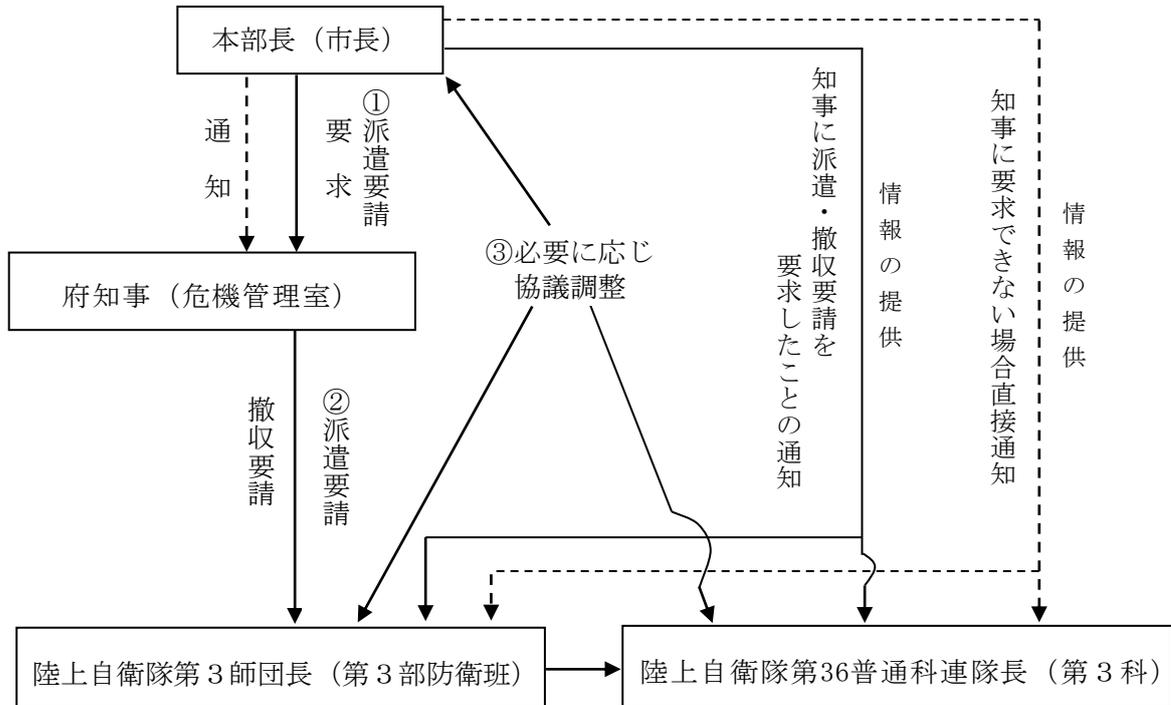
なお、本部長（市長）は、通知した旨を速やかに知事へ通知する。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、寝屋川警察署、枚方寝屋川消防組合及び消防団等の関係機関の長と協議の上、速やかに行う。
- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 市長等の連絡窓口
 - オ その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時機を逸するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。
- (5) 派遣要請連絡先
 - ア 府知事（府危機管理室長）

大阪府中央区大手前二丁目
府防災行政無線 220-8920
電話(直通) 06-6944-6478
 - イ 陸上自衛隊第3師団長（第3部防衛班）

伊丹市広畑一丁目1番地
府防災行政無線 823-8900
電話 072-781-0021 内線 333
夜間 301

- ウ 陸上自衛隊第36普通科連隊長（第3科）
 伊丹市緑ヶ丘七丁目1番1号
 陸上自衛隊伊丹駐屯地
 府防災行政無線 824-8900
 電話 072-782-0001 内線 4031・4032
 夜間 4004



＜自衛隊派遣・撤収要請等手順＞

(6) 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着時刻
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となるべき事項

3 自衛隊の自主派遣基準（要請を待ついとまのない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、本部長（市長）、寝屋川警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を採る必要があると認められるとき。
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施するとき。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

4 派遣部隊の受入れ

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により寝屋川警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア 受入体制の確立

市は、危機管理部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

イ 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市、府、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 被災者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救援を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害にかかる情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 派遣部隊の撤収要請の要求

本部長（市長）は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<資料>

- ・自衛隊の災害派遣、撤収要請書（資料編 様式14）

第6節 消防計画

[枚方寝屋川消防組合・消防団]

消防機関は、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急・水防活動を実施する。

1 枚方寝屋川消防組合

市は、常備消防を枚方市と一部事務組合で運営しているため、枚方寝屋川消防組合の消防活動は両市域を対象として行うものである。

枚方・寝屋川両市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警防体制では効果的に警防活動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を非常招集し、被害状況の変化に応じて現警防体制に車両・人員・部隊を増強し、非常警備体制をとる。

(1) 非常警備体制

消防長は、次の基準に該当する場合は非常警備体制へ移行、縮小又は解除する。

ア 移行基準

管轄区域内で災害事象が発生し、又は発生するおそれが大であり、通常の警防体制では対処できないと判断したとき。

イ 解除基準

(ア) 災害発生のおそれが解消したとき及び災害処理が完了したとき。

(イ) 消防長が適当と認めたとき。

(2) 非常招集

ア 1号非常招集 3分の1以内の職員の招集

イ 2号非常招集 3分の2以内の職員の招集

ウ 3号非常招集 全職員の招集

エ 特命招集 消防長が必要と認めた職員

(3) 参集場所

非常参集の命を受けた職員は、直ちに指定された場所に参加する。

ただし、交通機関の途絶等により指定する参集場所に参加することができない場合は、勤務先等に連絡し、指示を仰ぐものとする。

(4) 非常警備体制の組織

非常警備体制時における消防組合の組織は、本部長、副本部長及び消防本部職員で構成する警防本部と部隊長、副部隊長及び消防職員で構成する署警防部隊によって構成する。

ア 警防本部の組織

警防活動を効果的に行うため、消防本部に警防本部を置き警防活動を総括する。

イ 署警防部隊の組織

警防活動を効果的に行うため、署警防部隊を編制し、警防活動の実施に当たる。

(5) 警防本部及び署警防部隊の任務分担

ア 警防本部の任務分担

警防本部は消防本部職員で構成し、署警防部隊の活動を円滑に実施させるための支援活動及び警防本部の事務を行う。

イ 署警防部隊の任務

分担署警防部隊は消防職員で構成し、署管轄内の災害に対して掌握する部隊を投入して、消火、救出、救助等の警防活動及び署警防部隊の事務を行う。

(6) 警防活動の基本方針

風水害等の災害時には、大雨・洪水等による崖崩れ・地すべり等の被害が発生するおそれがあるため、必要に応じて人員・資機材等を活用し、人命救助・救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努める。

ア 人命救助活動

(ア) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、地域協働協議会（防災に関する部会）、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。

(イ) 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

イ 救急活動

(ア) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

(イ) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

(ウ) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷程度や救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

ウ 消火活動

災害時の警防活動は、別に定める警防計画に基づき、出火防止及び火災の早期鎮圧並びに延焼拡大防止に努める。

エ 水防活動

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関と連携して水防活動に従事する。

オ 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、市民の安全避難を確保するための活動を行う。

(7) 情報収集

災害時は有線電話の不通、電波障害及び無線統制による発信制限等のため、情報の入手が極めて困難になると予想されるが、あらゆる手段を講じて、的確な情報を早期に収集するように努める。

ア 情報収集の手段

(ア) 非勤務職員による情報の収集

(イ) 消防団員による情報収集及び報告

(ウ) 住民からの情報収集

- (エ) 当務員による情報の収集
- (オ) 出動途中の情報収集
- (カ) 徒歩隊等による情報収集
- (キ) 職員以外からの情報収集

イ 情報種別

- (ア) 災害情報及び災害関連情報
警防活動を効果的に行うこと及び被害概要の把握
- (イ) 被害情報及び警防活動情報
被害状況の把握と警防活動の状況、推移の把握

(8) 警防活動の支援

警防活動が長期にわたることが予想される場合に、円滑に活動を実施するため、次の支援業務を実施する。

- ア 交替要員の確保
- イ 物資等の調達

(9) 相互協力等に関する活動

災害の推移状況から判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるとき、本部長は広域消防応援協定に基づき、応援要請を行う。

ア 広域消防応援体制

(ア) 管轄区域内の消防力では対処できない場合、又は消防力が著しく低下した場合に応援要請を行う。

- a 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請
- b 消防相互応援協定に基づく応援要請

市町村は、当該市町村の管内において大規模な災害等が発生した場合や、現有消防力では対応できない場合に備え、消防組織法第39条に基づき、近隣の市町村や大阪府内全体の市町村が消防相互応援協定を締結している。

- c 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と判断した場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

- d 消防組織法に規定する消防庁長官の措置に基づく応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、枚方寝屋川消防組合の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡が取れないときには、直接、消防庁長官に対して要請する。

(イ) 要請手段

- a 有線通話可能の場合

可能な限り電話又はファクシミリで行うことを原則とするが、電話輻輳等で困難な場合を考慮し、統制波等によって要請を同時発信する。

b 有線通話不通の場合

各波無線一斉送信により要請するとともに、府へ要請を依頼する。

なお、大阪府内消防本部等については、各地域の代表本部を通じて要請する。

イ 応援部隊の受入れ

応援要請先から応援に向かう旨の連絡があったときは、応援部隊の受入準備を行う。

(ア) 集結場所、野営場所の通知

(イ) 現場活動の道案内役の誘導員の待機

(ウ) 現場活動のために必要な地図

2 寝屋川市消防団

(1) 消防団における警備の内容

ア 通常警備体制における通常火災の警備とする。

イ 非常警備体制

大火災及び水害等非常災害時における警備とする。

(2) 警備部隊の編制

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めた時は、非常警備体制を命ずる。

(3) 出動計画

水害その他災害時には、本部長（市長）及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動する。

3 自主防災組織等

地域住民による地域協働協議会（防災に関する部会）等の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防機関、寝屋川警察署など防災関係機関との連携に努める。

<資料>

- ・枚方寝屋川消防組合における消防力の現状（資料編 資料4-1）
- ・緊急消防援助隊応援要請連絡（資料編 様式15）
- ・寝屋川消防署管内の消防水利・水利施設状況（資料編 資料4-2）
- ・消防相互応援協定（資料編 資料4-3）
- ・階数別建築物一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-5）
- ・危険物施設一覧表（寝屋川消防署管内）（資料編 資料4-6）

第7節 救助・救急活動

〔市・枚方寝屋川消防組合・消防団
・寝屋川警察署・関係機関〕

消防機関、寝屋川警察署は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。また、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、現場で活動する関係機関と相互に連携を図るとともに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

1 実施機関

枚方寝屋川消防組合及び寝屋川市消防団は、寝屋川警察署と協力して救助・救急活動を実施するが、これらのみでは対応できない場合は、市は府、府警察、近隣市町及び自衛隊に応援を要請する。

2 対象者

(1) 救助の対象

- ア 流失家屋及び孤立した所に取り残されたとき。
- イ 崖崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなったとき。
- ウ 火災時に火中に取り残されたとき。
- エ 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生したとき。
- オ ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生したとき。
- カ その他これに類似する場合

(2) 対象者

行方不明者で、生存していると推定されるとき。

3 行方不明者の捜索活動

- (1) 行方不明者の捜索に当たっては、枚方寝屋川消防組合と市が、寝屋川警察署及び地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- (4) 捜索が困難な場合は、本部事務局班を通じて府及び隣接市に応援を求める。
- (5) 遺体を発見した場合は、速やかに寝屋川警察署に連絡する。

4 救助の方法

- (1) 枚方寝屋川消防組合及び寝屋川市消防団は、「風水害等応急対策・復旧対策編第1部第2章第6節 消防計画」に準じた体制にて救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- (2) 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を

実施するなど、救命効果の高い活動を実施する。

- (3) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に指揮本部を設置し、地域住民、地域協働協議会（防災に関する部会）、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、地域協働協議会（防災に関する部会）、ボランティア等に配布、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

5 救助・救急活動

- (1) 医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (2) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- (3) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (4) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先の手配等を実施するために、災害現場に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や、救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

6 相互応援

市単位では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市などに応援を要請する。

7 各機関による連絡会議の設置

市、府、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第8節 医療救護活動

[市・関係機関]

市、府及び医療関係機関は、「寝屋川市災害時医療・救護体制マニュアル」、「寝屋川市災害時保健医療対策マニュアル」及び「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、緊急医療及び助産の必要なり災者のうち、災害時の混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療救護（助産を含む。）について次のとおり実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）とも連携し、災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。

1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療提供が遅滞することとなり、時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携の下、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。

大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所等と位置づけ医療活動を行う。また、長期化する避難生活に伴い、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

2 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

ア 平時の体制整備

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

イ 発災時の対応

医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で入力するとともに、以後、一定時間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 平時の体制整備

(ア) 市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。

(イ) 市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する。

イ 発災時の対応

市は情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報を収集できるように、災害時医療情報連絡員（リエゾン）を必要に応じ関係機関等へ派遣する。

3 現地医療体制の整備

(1) 医療救護所

ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ（振り分け）を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。

イ 病院災害マニュアルの作成

医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。

(2) 市災害医療センター

ア 市災害医療センターは入院が必要な中等症の傷病者の受入れを行う。

イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。

(3) 保健医療活動チームの受入れ及び配置調整

市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。

保健医療活動チームの役割は次のとおり。

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

4 後方医療体制の整備

市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受入れを調整し、受入れ能力を超えた傷病者が来院した場合は、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。

(1) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、患者の広域搬送を行う。

イ 特定診療災害医療センター

府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療を行う。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、災害応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

5 医薬品等の確保供給体制の整備

市は府と連携し、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での病院備蓄

- (ア) 災害拠点病院
- (イ) 特定診療災害医療センター
- (ウ) 市災害医療センター
- (エ) 医療救護所に指定された医療機関

イ 卸業者による流通備蓄

ウ 府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

6 患者等搬送体制の確立

市は府と連携し、災害時における患者、保健医療活動チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の情報、各医療機関の医療コーディネーターからの情報に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 保健医療活動チームの搬送

市は、医療救護所等における医療救護活動を行うための保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品の受入れは、薬剤師会の協力の下、府薬務課を通じて卸売販売業救護班より各医療救護所等へ配送する。

7 個別疾病及び慢性疾患対策

市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

8 要配慮者及び市民の健康管理

市は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児、医療依存度の高い療養者、高齢者、その他市民に対し、指定避難所等を巡回し必要な保健指導を行う。

9 関係機関協力体制の確立

市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

市は、医療救護所となる医療機関や関係機関との災害医療訓練を実施する。

11 市民への啓発活動

市は、市民に対して災害時の医療救護について必要な周知啓発活動を行う。

<資料>

- ・災害医療機関一覧表（資料編 資料8-1）
- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第9節 緊急輸送活動

[市・関係機関]

市、府を始め防災関係機関は、消火、水防、救助、救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1 緊急輸送の対象等

- (1) 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。
 - ア 被災者
 - イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
 - ウ 飲料水、食料、生活必需品等
 - エ 救援物資等
 - オ 応急復旧にかかる要員、資機材等
- (2) 輸送順位
 - ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送手段の確保

輸送に当たっては、車両、鉄道、水上、航空機等の手段が考えられる。

- (1) 車両の確保
市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。
- (2) 車両の調達要請
市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借り上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要な事項
- (3) 鉄道輸送
自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。
- (4) 水上輸送
陸上の輸送が不可能な場合、点野緊急用船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。
- (5) 航空機輸送
陸上の輸送が不可能な場合又は孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、臨時離発着場を指定して、府に調達あっせんを要請する。
- (6) 緊急交通路の確保
緊急交通路（府が選定する「広域緊急交通路」及び市が選定する「地域緊急交通路」）

の道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び寝屋川警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、寝屋川警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 啓開作業

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動（災害対策基本法第76条の6）を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、寝屋川警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(7) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

3 緊急通行車両の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限を行った場合、府又は府公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認手続を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を得て緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の範囲

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両

イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両

ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(2) 取扱区分

ア 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長（市長）は届出済証を提示させるとともに、緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）を府（危機管理室）又は府公安委員会（府警察本部又は寝屋川警察署交通課）に提出する。

イ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）を交付されるので、標章を車両の前面の見やすい位

置に貼り付けた上、証明書を備え付けて輸送を実施する。

4 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

市における集積場所 市民体育館

5 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、災害協定を締結している業者から調達する。

6 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地

ア 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

ウ 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合など運送業者に連絡する。

(2) 水上輸送基地

ア 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。

イ 河川管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

ウ 府は、府警察、自衛隊に利用可能な水上輸送基地及び船着場を連絡する。

(3) 航空輸送基地

ア 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。

イ 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ 市及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）
- ・緊急通行車両確認申請書（資料編 様式1）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料編 資料10-4）
- ・災害時用臨時ヘリポート選定状況（資料編 資料10-5）
- ・災害時用臨時ヘリポート指定地位置図（資料編 資料10-6）

第10節 交通規制

[市・寝屋川警察署・関係機関]

道路管理者及び寝屋川警察署は、洪水、土砂災害、延焼火災等の災害が発生した場合又は、災害がまさに発生しようとする場合において、相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するために、必要な交通規制を実施する。

1 交通規制の根拠

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときに行う交通規制の根拠は、次のとおりである。

交通規制の実施に当たっては、道路管理者及び寝屋川警察署は、密接な連携の下に適切な処置を採る。

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 被害情報等の収集

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

3 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第一次交通規制）

寝屋川警察署は、府が指定する緊急交通路重点14路線のうち、市内を通行する国道1号、国道163号等について緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第二次交通規制）

寝屋川警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、寝屋川警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、府及び寝屋川警察署に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、寝屋川警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、寝屋川警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 寝屋川警察署

(ア) 道路の区間規制

必要により、緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

(イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、市、府、道路管理者と協議して区域規制を行う。

(ウ) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管

制を行う。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 道路管理者による措置命令

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(ア) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。（災害対策基本法第76条の6第1項）

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の6第3項）

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。（災害対策基本法第76条の6第4項）

ウ 損失補償

道路管理者は上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、市、府に対し、知事は市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。（災害対策基本法第76条の7）

オ 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。（災害対策基本法第76条の4第1項）

(6) 交通規制の標識等の設置

寝屋川警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(7) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

寝屋川警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき派遣された警備員の運用を行う。

4 緊急交通路の周知

市、寝屋川警察署、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分発揮させるため、市民への周知を行う。

5 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに寝屋川警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時に、これにかわる迂回路の指定等の措置を採り、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、道路管理者において早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 資機材の調達については、災害協定を締結している業者から必要に応じ緊急に調達する。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）
- ・緊急通行車両確認証明書及び標章（資料編 資料10-3）
- ・緊急車両以外の車両通行禁止標示（資料編 資料10-4）

第11節 公共土木施設・建築物等応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

防災関係機関は、災害による浸水、土石流、地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊、有害物質の漏えい、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

1 公共土木施設等応急対策

(1) 対象

河川施設、砂防施設、土砂災害危険箇所、ため池等農業用土木施設、橋りょう等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設の管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被害が確認されたときは関係機関に報告し、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

土砂災害危険箇所について、市は必要に応じ府に対し、事前に登録された斜面判定士の派遣を要請する。

斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

橋りょう等道路施設について、道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、寝屋川警察署等関係機関に連絡するとともに復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

(3) 避難及び立入制限

市、府及び施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

2 公共建築物応急対策

公共建築物の管理者等は、被害状況の早期把握、被害建物に対する調査を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3 民間建築物応急対策

市は、被害状況を府に報告するとともに、特に土砂災害が発生した場合、必要に応じて対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施に当たっては、市内在住及び在職の被災建築物応急危険度判定士に協力を要請する。また、市は必要に応じて府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等

にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。

4 宅地応急対策

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

5 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を搜索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

6 危険物等応急対策

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設

(2) 施設の点検、応急措置

市及び枚方寝屋川消防組合は、危険物等の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との密接な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危険防止を図る。

危険物施設の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。市、府及び枚方寝屋川消防組合は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第12節 ライフラインの確保

[市・関係機関]

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と災害防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急給水、サービス提供を行う。

1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、市及び府に報告する。
- (2) 関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、供給地域内において災害により供給に障害が生じた場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

2 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設、市及び災害応急対策にかかる機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。

3 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、府、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、市や府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施する。

4 水道・工業用水道応急対策（市、大阪広域水道企業団）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急給水及び復旧

- ア 大阪広域水道企業団は、復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行うが、市は、市域の被害状況を迅速に把握し、これに協力する。
- イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ウ 被災状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関、福祉施設等、必要度の高いものから応急給水、復旧を行う。
- エ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者及び工業用水道事業者から応援を受け入れる。

(3) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」に基づき関係機関、報道機関等に伝達するほか、ホームページ上に復旧状況等を掲載することで、幅広い広報に努める。また、市民にとって、特に水道の情報が重要視されることを考慮して、積極的に広報を行う。

5 下水道応急対策（市、府）

(1) 応急措置

- ア 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講ずる。
- ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 復旧

- ア 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道事業者から支援を受ける。

(3) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」に基づき関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

6 電力応急対策（関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時にはブレーカを必ず切ることなど電気設備及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

7 ガス応急対策（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

(1) 応急措置

都市ガスの漏洩による二次災害の発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、枚方寝屋川消防組合及び寝屋川警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料、機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

8 電気通信応急対策（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、指定避難所に、被災者が利用する特設

公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、今後の見通し等を関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

<資料>

- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・給水用車両及びタンク等保有一覧表（資料編 資料6-2）
- ・水道無線（市上下水道局）（資料編 資料6-4）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第13節 交通の確保

[市・関係機関]

鉄軌道及び道路管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

1 交通の安全確保

(1) 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を市及び府に報告する。

(2) 各施設管理者における対応

ア 鉄軌道（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

(ア) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ又は速度制限を行う。

(イ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動の要請を行う。

(ウ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

(ア) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を行う。

(イ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動の要請を行う。

(ウ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(エ) 飛来物による交通障害等に対応するため、必要に応じてパトロールの強化を行う。

ウ バス路線（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

(ア) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(イ) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

(ウ) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、寝屋川警察署に通報し、出動を要請する。

2 交通の機能確保

(1) 障害物の除去

ア 実施責任者

鉄道及び道路管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

イ 障害物の除去を優先に行う路線等

(ア) 緊急輸送を行う上で重要な施設（緊急交通路等）

- (イ) 市民生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）
- (ロ) 災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線を張る道路）
- (エ) その他災害応急対策活動上重要な施設

ウ 資機材の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

エ 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほか、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

(2) 各施設管理者における復旧

ア 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）

- (ア) 線路、保管施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (イ) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- (ロ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

(ア) 市の管理する道路

- a 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- b 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- c 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- d 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

(イ) その他の交通施設

国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

<資料>

- ・緊急交通路一覧表（資料編 資料10-1）
- ・緊急交通路線図及び主要な防災拠点など位置図（資料編 資料10-2）

第14節 農業関係応急対策

[市]

市、府及び関係機関は、災害時において農業施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

1 農業施設応急対策

市及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整の上で災害応急対策を実施する。

2 農作物応急対策（市、府）

(1) 災害対策技術の指導

農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や災害を最小限にとどめるための技術指導等を大阪府中部農と緑の総合事務所の指導の下に農業団体等と協力して実施する。

(2) 主要農作物の確保、あっせん

必要に応じ、水稻、小麦、大豆の種子のあっせんで府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 園芸種子の確保、あっせん

市は、必要に応じ、府を通じて一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

(4) 病虫害の防除

被災した農作物の各種病虫害の防除については、府環境農林水産部農政室推進課病虫害防除グループ及びその他関係機関と協力して実施する。

3 畜産応急対策（市、府）

(1) 家畜の伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

(2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期す。

(3) 伝染病発生時の消毒については、府の指導により実施する。なお、消毒薬品は、府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんで要請する。

(4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売渡しを行う。

第15節 災害救助法の適用

[市]

市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、知事は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待つ時間がない場合は、本部長（市長）は知事の補助機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について本部長（市長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（市長）が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により本部長（市長）が行う事務のほか、本部長（市長）は、知事が行う救助を補助する。

4 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、

市においては次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が100世帯以上に達するとき。
- (2) 大阪府内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき。
- (3) 大阪府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

5 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は住家滅失1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的に住居困難な世帯は3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

6 適用手続

- (1) 本部長（市長）は、市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指示を受けなければならない。

7 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）に示すとおりであるが、救助にかかる費用の限度額及び期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第16節 指定避難所の開設・運営

[市]

災害による家屋の浸水、損壊、流失、焼失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な指定避難所の施設を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、速やかに指定避難所の施設の管理者に連絡する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

イ 本部長（市長）は、指定避難所を開設したときは、指定避難所の維持管理のため、直ちに避難所担当職員を派遣する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難なときは、あらかじめ協議した地域協働協議会（防災に関する部会）の役員や施設の管理者を開設者としてすることができる。

ウ 指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び寝屋川警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、受入期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

(2) 指定避難所の受入対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者

(イ) 自己の住家には直接被害はないが現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

イ 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

- (7) 避難指示の対象である者
- (イ) 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
- ウ その他避難が必要と認められる者

2 避難者の受入れ

- (1) 避難所責任者は、避難地域の被災者を受け入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受け入れる。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (2) 避難所担当職員は、避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿（資料編 様式16）を作成する。なお、避難者名簿については、個人情報保護の観点から、その取扱い及び管理に十分注意する。また、継続的な被災者支援への活用のため、必要に応じて避難者名簿から被災者台帳への引継ぎを行う。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (3) 避難所担当職員は、避難者の受入れに当たり当該指定避難所が被害を受け、受入困難となったときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の指定避難所にこれを受け入れる。なお、避難所担当職員の派遣が困難なときは、地域協働協議会（防災に関する部会）又は施設管理者が行う。
- (4) 避難所担当職員は、避難者の受入れに当たり要配慮者の早期の的確な把握に努める。
- (5) 指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。
- (6) 指定避難所の開設に当たっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (7) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (8) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。
- (9) 同行避難したペットについては、飼育場所を確保するなどの配慮を行うとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

3 指定避難所の管理

- (1) 指定避難所の管理者及び施設の管理者は、市民、地域協働協議会（防災に関する部会）及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、指定避難所の管理をする。
- (2) 避難所担当職員は、避難所状況報告書（資料編 様式17）により受入状況を本部事務局班班長に報告する。本部事務局班班長は、避難所集計表（資料編 様式18）を作成する。
- (3) 避難所担当職員は、次の事項が発生した場合は、直ちに本部事務局班班長に報告する。
 - ア 被災者の受入れを開始したとき。
 - イ 受入者全部が退出又は転出したとき。
 - ウ 避難者が死亡したとき。
 - エ 指定避難所に感染症等が発生したとき。

オ その他報告を必要とする事象が発生したとき。

- (4) 市は、指定避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。
- (5) 学校は、児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力するとともに、学校に勤務する職員が学校長の指示を受け必要に応じて指定避難所の支援業務を行う。
- (6) 常に災害警戒本部又は災害対策本部、保健医療調整本部と情報連絡を行う。

4 指定避難所の運営

(1) 避難所運営委員会

市は、指定避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、運営委員会の設置を推進する。

運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能なときは、避難所担当職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て指定避難所の開設、運営を行う。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図る。

また、指定避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

〇〇避難所運営委員会

《構成員》

自治会、地域協働協議会（防災に関する部会）、施設管理者、市職員等

《役割》

- 会長 …………… 運営委員会を代表し、会務を総括
- 副会長 …………… 会長を補佐し、必要があればその職務を代行
- 事務局長 …………… 事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計等を行う。
- リーダー …………… 各担当の責任者として、活動員に指示等を行う。

《班構成例》

- 施設等の管理 ……… 指定避難所の施設管理、備品管理等
- 避難者の管理 ……… 避難者名簿の管理、情報の整理、安否確認等
- 連絡・広報 ……… 災害対策本部や地域との連絡・調整等
- 食料・物資の配付 … 備蓄食料の配付、救援物資の収受・保管・配付等
- その他 …………… 救護、衛生、ボランティア等

※ 構成員、班構成は、指定避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とし、構成員同士が話し合いながら決定する。

※ 会長や副会長等には男女両方を配置し、運営委員会には女性が3割以上参画するよう努める。

5 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて市が作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意するとともに、市保健医療調整本部の避難所等支援班と連携して指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとの避難者にかかる情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のため、避難者所でのルール等を掲示する。
- (3) 災害応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。（適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。）
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 施設管理者の協力を得て、施設内の清掃（特にトイレの清掃）及びごみ処理に努めるとともに、避難している人の手洗い及びうがいを徹底し、集団感染の発生を防止する。
- (6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保を行う。
- (7) 要配慮者への配慮に努める。（指定避難所における要配慮者スペースの設置や、必要に応じてトイレ等避難所生活の支援要員を確保するとともに、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所等への二次的避難についても対応する。また、指定避難所の関係者間での要配慮者の状態及びニーズの情報共有、継続的な体調管理の実施に努める。）
- (8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、洗濯等の頻度、避難所等支援班による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況、子どもの遊び場や勉強のためのスペースや集会所等の交流の場の確保状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (9) 長期的な避難所運営について、必要に応じて専門性を有した外部支援者の協力の確保に努める。
- (10) 避難の長期化の際には、避難している場所の他地域への移動や指定避難所の統廃合等を検討する。
- (11) 避難者からの意見を収集するため、必要に応じて意見箱等を設置する。
- (12) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (13) 相談窓口の設置及び周知に努める。（女性相談員の配置に配慮する。また、男性に対する相談体制も整備する。）
- (14) 様々な事情を考慮して優先順位を付け、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず「一番困っている人」から臨機応変に対応する。
- (15) 避難所運営組織への女性の参画を促進する。
- (16) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- (17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーテーション、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女別のトイレ及び女性用トイレを多く設置、ユニバーサルデザインのトイレの設置、男女ペアによる巡回警備や

防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

- (18) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (19) ペットの同行避難についてはペットのためのスペースを確保するとともに、ペット飼養者には、指定避難所におけるペットの飼育ルールを周知して、周辺への配慮を徹底する。
- (20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (21) 避難者に対して、必要に応じて落ち着き先の要望の聞き取りを行い、要望に沿う形での支援を行う。（避難者の立場を考慮したきめ細かい対応を早い段階から準備するよう努める。）
- (22) 自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (23) 被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防の周知に努める。
- (24) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (25) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。
- (26) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

6 指定避難所の縮小・統廃合・閉鎖

- (1) 本部長（市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の統廃合・閉鎖を決定し、避難所担当職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所担当職員は、本部長（市長）の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置を採る。
- (3) 本部長（市長）は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については指定避難所を縮小して存続させる等の措置を採る。

7 指定避難所の早期解消のための取組

市は、府と連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも災害応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

なお、市、府及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう検討する。

8 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、市は、広域的な避難を行った者に対し、情報や福祉サービス等の提供に努める。

府から、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、市は被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

<資料>

- ・災害時避難所一覧表（資料編 資料11-1）
- ・避難場所等位置図（資料編 資料11-5）
- ・避難者名簿（世帯単位）（資料編 様式16）
- ・避難所状況報告書（開設・閉鎖）（資料編 様式17）
- ・避難所集計表（資料編 様式18）

第17節 緊急物資の供給

[市、関係機関]

市及び府は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を始め、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

1 物資の輸送等

市は、備蓄場所からの物資の輸送、物資の受入拠点からの物資の輸送、物資調達先からの物資の輸送等において必要があると認めるときは、協定に基づき一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送共同組合等に応援を要請する。

また、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送に関する応援の要請を行う。

物資の一時保管が必要な場合は、市民体育館を物資の受入拠点として指定する。

2 給水活動

市は、府、大阪広域水道企業団と協力して、災害のため給水施設の被害による飲料水の汚染又は枯渇等により、飲料水に適する水を得ることができなくなった者に対して次のとおり給水対策を行う。

なお、給水は、まず、医療施設や指定避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

(1) 市、大阪広域水道企業団の役割

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 配水場、配水池及びその周辺での拠点給水の実施
- イ 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- ウ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- エ 給水用資機材の調達
- オ 災害用備蓄水の配布

- カ 市民への給水活動に関する必要な情報の提供
- キ 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- ク 大阪広域水道企業団のあんしん給水栓の活用に関する調整

(2) 府の役割

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- イ 給水用資機材の調達に関する総合調整
- ウ 給水活動に関する情報の提供
- エ 給水活動に関する応援の調整
- オ 飲料水の水質検査
- カ 災害用備蓄水の配布

(3) 給水所等

近畿陸運局大阪運輸支局を給水所に設定
あんしん給水栓18か所

(4) 給水対象等

水道部局が定める基準に準ずる。

(5) 応援要請

激甚災害などにより、市のみでは飲料水の確保、給水活動が困難な場合は東部大阪水道協議会幹事市へ連絡する。ただし、連絡が取れないときは、①日本水道協会大阪府支部、②日本水道協会関西地方支部、③日本水道協会の順に、連絡を行い要請する。

3 食料・生活必需品の供給

市、府及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

(1) 市の役割

市は、災害発生時においては、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請したときは、府に報告する。

- ア 指定避難所ごとの必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している民間事業所からの物資の調達

(2) 府の役割

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 被災市町村ごとの必要量、調達可能な物資量の情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している民間事業所からの物資の調達
- エ 市町村間の応援措置について指示
- オ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給にかかる調整
- カ 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請

- キ 不足する場合は、関西広域連合に要請
- ク 応援物資等を、輸送基地で受付し、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送
- ケ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対する物資等の運送要請

(3) その他防災関係機関の役割

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、市の物資支援ニーズの把握に努め、防災機関と情報共有を図るとともに、市が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、市に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下、「プッシュ型支援」という。）を開始する。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮する。

ア 農林水産省

応急用食料品の供給要請及び米穀の供給

イ 近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（政府備蓄米）の提供について連絡・調整

ウ 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

エ 経済産業省

被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給にかかる調整

オ 近畿経済産業局

生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

カ 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

(4) 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(5) 食料供給に関するその他の注意事項

必要に応じて、食物アレルギー等の食料や食事に関する配慮を行う。また、文化や宗教上の理由による食事への配慮を行う。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）
- ・備蓄物資一覧表（資料編 資料7-2）
- ・浄水場等の水量（資料編 資料6-1）
- ・ポンプ施設及び主な調整池一覧表（資料編 資料6-5）

第18節 保健衛生活動

[市]

市は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携を取りつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ウ 指定避難所の防疫指導
 - エ 衛生教育及び広報活動
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

- ※ 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、
二類感染症：急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(3) 留意事項

市は、次の事項に留意して、防疫活動を行う。

- ア 防疫必要地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施する。
- イ 特に浸水被害が発生した際には、被害世帯への消毒液散布を行う。
- ウ 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に指定避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- エ 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- オ 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。
- カ 感染症法により、知事が生活用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中、生活用水の供給を行う。

2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等災害時に援護が必要な要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、女性と男性とでは災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、必要に応じて女性に対する相談・支援体制を充実させる。

(1) 巡回相談等の実施

- ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- エ 保健・医療等のサービス等の提供、食事の栄養改善等の指導を行う。

(2) こころの健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ 環境の激変による精神疾患発症、再発、症状悪化、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科救護所を設置する。

3 食品衛生監視活動

市は、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携を取りながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

4 環境衛生監視活動

市は、関係機関と緊密な連携を取りながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所の衛生確保の指導助言
- (2) 浴場施設への衛生監視

5 保健衛生活動における連携体制

市は、防疫活動、食品及び環境衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、他の保健所設置市や府に応援を要請する。

また、市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

6 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

- (1) 被災地域における動物の保護・収容

飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体を始め、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

- (2) 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼主とともに避難した動物の適正な飼養方法について指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

ウ 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

- (3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第19節 要配慮者への支援

[市]

市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

(1) 安否確認・避難誘導

市は、発災時においては、「寝屋川市避難行動要支援者名簿取扱要領（令和2年4月改訂）」に則り、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、地域協働協議会（防災に関する部会）を始め、民生委員・児童委員や地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者に対しても、その避難支援に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 指定避難所等への移送

市は、速やかに避難行動要支援者の負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、指定避難所、福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

(4) 指定避難所等における避難行動要支援者及び名簿情報の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報については、指定避難所等において、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に適切に引継ぎを行い、避難行動要支援者の生活支援に活用する。

2 福祉・医療ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努めると同時に避難行動要支援者の状態に応じた運営を行う。また、中断できない医療や医療的ケアのニーズの把握に努め、必要な医療連携を行う。

3 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

(2) こころのケア対策

市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、こころのケア対策に努める。

(3) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。福祉避難所においては、男女共同参画の視点に配慮するとともに、生活相談員等の配置、要配慮者用消耗機材の確保に努める。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

4 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所、又は医療機関への入院が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

5 乳幼児、妊産婦への配慮

乳幼児、妊産婦に対しては、心身両面の健康状態に特に配慮し、水や粉ミルク、哺乳瓶やおむつ等の必要や生活必需品等の確実な配布、衛生環境の改善、こころのケアや健康相談窓口の開設等に努める。

なお、応急保育については、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第24節 応急保育等」に準ずる。

6 外国人への配慮

外国人に対しては、多言語での生活関連情報等の情報提供に努め、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した支援を行う。

第20節 被災者の長期的な生活支援

[市]

大規模な災害が発生した場合、被災者生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府、関係機関、ボランティア等と連携し、長期的な被災者支援体制を確立する。

1 被災者の長期支援体制

市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の確立に努める。

2 市民等からの問合せ対応

市及び府は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。また、問合せ窓口の一元化を図り、窓口の連絡先等については市ホームページ等による迅速な公表に努める。

被災者の安否について市民等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係地方公共団体、消防機関、寝屋川警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待を受けた者や、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第21節 社会秩序の維持

[市・寝屋川警察署・関係機関]

市及び府を始め防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

1 市民への呼び掛け

市及び府は、各種の災害応急対策の推進、実状周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動を採るよう呼び掛けを行う。市では、「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2 警備活動

寝屋川警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯協会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

また、市は消防団及び自警団等による地域の見守り体制の強化、警察への巡回要請、女性及び子どもに対する性犯罪防止策、相談体制の強化等に努める。

3 暴力団排除活動の徹底

寝屋川警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。市は、寝屋川警察署等との密接な連絡協力を行っていく。

4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市では、次の項目について、物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 物価の監視

市は府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

5 災害緊急事態布告時の対応

災害対策基本法（第108条の3）に基づき、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めた場合、国民は、これに応ずるよう努めなければならないとされている。

市は、その旨を市民へ広報する。

第22節 住宅の応急確保

[市]

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

1 被災建築物に対する相談・指導

市は、倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む。）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

2 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

3 住居障害物の除去

(1) 実施責任者

住宅障害物の除去は、災害救助法に基づき府が実施する。ただし、府の委任を受けた場合は市が実施する。

市は、必要に応じて、府に対し、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

(2) 障害物の除去の対象者

ア 当面の日常生活が営み得ない者又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、トイレ、玄関等の場所のみを対象とする。

イ 住家は、半壊、半焼又は床上浸水したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

4 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮した上で、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を建設し、供与する。

(1) 建設型仮設住宅の管理は、府と協力して行う。

(2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(3) 入居者に建設型仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(4) 高齢者、障害者に配慮したバリアフリー仕様の建設型仮設住宅を建設するよう努める。

(5) 建設型仮設住宅の計画・設計段階において、女性の参画に努める。

5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

6 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- (1) 応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
- (2) 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (3) 応急仮設住宅の入居者名簿を作成するとともに、名簿の取扱い及び管理には十分注意する。
- (4) 必要に応じて、保健師等の巡回訪問による保健・健康相談を実施する。
- (5) 応急仮設住宅の建設場所や入居者の状況により、買い物支援、移動支援、保育所への送迎等を検討する。
- (6) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

7 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第23節 応急教育等

[市]

市及び府は、災害の発生又は発生するおそれがある場合の園児・児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び園児・児童・生徒のり災により、通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに園児・児童・生徒に対する応急教育等を次のとおり実施する。

1 実施責任者

- (1) 市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の措置については、学校（園）は市と協議し具体的な災害応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、本部長（市長）が実施する。
- (4) 私立学校については、府が公立学校に準じた措置を採るよう指導、助言する。

2 学校（園）の事前措置

学校（園）は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に備え即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法の検討
- (2) 市、寝屋川警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における教職員の所在の確認及び非常招集方法の策定並びに教職員への周知

3 園児・児童・生徒の保護

災害時における園児・児童・生徒の安全を確保するため、教育長又は学校長、また、幼稚園においては、所管課長及び園長の判断により、必要に応じ緊急避難、臨時休業等を行うなど臨機の措置を採る。

- (1) 登校後にあつては、通学路、地域の安全を確認の上で、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添う。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。

なお、幼稚園についても同様とするが、帰宅については保護者等に直接引き渡す。

- (2) 登校（園）前に休業措置を採ったときは、直ちにその旨を保護者及び児童・生徒等に連絡する。
- (3) 学校（園）長は、校（園）舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。
- (4) 学校（園）は、災害の規模、園児・児童・生徒及び教職員の被災状況を速やかに把握するとともに、市へ報告する。

4 教育施設の保全・応急復旧

- (1) 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- (2) 災害により、被害を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

5 応急教育の実施

(1) 学校運営の確保

市は、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、速やかに府に報告し、必要な調整を行う。府は市に対し応急教育実施のための指導助言、教職員体制の確保など円滑な学校運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

ア 市は指定避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

(3) 学校は、授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 学校は教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡を行う。

(5) 園児・児童・生徒の健康保持

市、府及び学校は、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、被災地域の園児・児童・生徒に対して、被災状況により臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防についてにより保健医療調整本部と連携し必要な措置を行う。

(6) 市及び府は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

6 就学援助等

府及び市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

7 学校給食の応急措置

被災した学校は、直ちに市に連絡協議の上、給食の可否を決定するが、その際次の諸点に留意する。

- (1) できる限り継続実施に努める。
- (2) 給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- (3) 各学校とも指定避難所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われる場合は、その調整に留意する。
- (4) 給食を継続実施する場合は、感染症等、衛生について特に留意する。

8 文化財の応急対策

(1) 被害状況の調査

市教育委員会は、災害発生後、指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育庁に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

市教育委員会は、被害調査後、判明した状況から指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

府教育庁は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置を採るよう指導・助言を行う。

<資料>

- ・大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料13-1）

第24節 応急保育等

[市]

市は、災害の発生あるいは発生のおそれがある場合において、施設の保全の措置を講ずるとともに、保育所児等の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

1 対応方針

- (1) 市立保育所等の応急保育等及び施設の応急復旧対策は、保育所等を所管する部が行う。
- (2) 保育所等を所管する部は、保育所長等と連携し職員を掌握するとともに、保育所児の被災状況の把握に努め、関係機関と連絡を密にして復旧体制に努める。
- (3) 保育所等を所管する部及び保育所長は、災害の推移を把握しつつ、早期に平常保育が実施できる環境を整えるよう努める。
- (4) 民間保育所等については、市立保育所等に準じた措置を採るよう指導、助言する。

2 保育所児の保護

保育所等施設を所管する課長及び保育所長は、災害時における保育所児等の安全を確保するため、必要に応じて緊急避難、臨時休業等を行うなど臨機の措置を採る。

(1) 災害の発生が予想される場合の措置

ア 保育所等施設を所管する課長及び保育所長は、保育所児が登所後、災害の発生が予想される際には、可能な限り施設周辺地域の安全を確認の上、早急に保育所児等を保護者等に引き渡す。引渡しに際しては、危険防止等についての注意を徹底させる。

イ 保護者等が不在又は住居地域に危険のおそれがある保育所児については、施設において保護する。

ウ 登所前に休業措置を採ったときは、直ちにその旨を保護者等に連絡する。

(2) 緊急避難の措置

ア 保育所長等は、施設に危険が及ぶことが予測される場合は緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導に当たらせる。

イ 保育所長等は、緊急避難の実施について保育所等施設を所管する課長へ報告する。また、避難先の所在を保護者に伝達する。

(3) 災害発生時の措置

保育所長等は、災害の規模、保育所児等及び職員の被災状況を速やかに把握し、保育所等施設を所管する課長へ報告する。

(4) 施設の保全・応急復旧

ア 保育所長等は、災害により、被害を受けた場合は、速やかに保育所等施設を所管する課長へ報告する。

イ 保育所施設等を所管する課長は、施設及び備品等の被害を最小限にとどめるため、保育所長等と協議し、施設の応急復旧を行う。また、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。

ウ 応急復旧措置の実施時は、写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を記録する措置を行う。

(5) 保育所等給食の応急措置

ア 被災した保育所等は、直ちに保育所等を所管する課長に連絡協議の上、給食の可否を決定する。

イ 調理室の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 給食を継続実施する場合は、感染症等、衛生について特に留意する。

3 応急保育の実施

(1) 保育所等運営体制の確保

保育所長等は、保育所児等及び職員の被災状況を把握し、速やかに保育所等を所管する課長に報告する。保育所等を所管する課長は、応急保育実施のための指導助言、職員体制の確保など円滑な保育所等運営ができるよう、必要な措置を講ずる。

(2) 応急保育実施場所の確保

ア 保育所等を所管する部は、保育所等施設を所管する課長から施設設備の被災状況を迅速に把握し、施設の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等と調整し、早急に保育等が実施できるよう努める。

イ 施設の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、保育が実施できるよう努める。

(3) 応急保育の実施

保育所長等は、保育所児等の被災状況や所在地を確認するとともに、保護者等に保育等の実施状況・予定等の連絡を行う。

(4) 保育所児等の健康保持

ア 保育所等を所管する課長及び保育所長等は、子ども家庭センター等の専門機関と連携し、被災地域の保育所児等に対して被災状況により臨時の健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を行い、健康の保持に十分注意する。

イ 保育所等を所管する課長及び保育所長等は、感染症の予防について市保健医療調整本部と連携し必要な措置を行う。

第25節 廃棄物の処理

[市]

市及び府は、し尿、ごみ及び災害廃棄物について、寝屋川市災害廃棄物処理計画に基づく寝屋川市災害廃棄物処理実行計画に沿い、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 し尿処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

- ア 発災直後は、下水道処理施設等の被害状況が確認されるまで、水洗トイレの使用を原則禁止し、災害用トイレを使用する。
- イ 水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ウ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- エ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。なお、建物内に使用可能なトイレがある場合は、障害者、高齢者、女性や子どもに優先して使用させる。
- オ 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の収集見込み量を把握する。
- カ 発災後、時間経過や仮設トイレの確保状況等に応じて仮設トイレを増設配置する。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ 可能な限り早い段階から仮設トイレの衛生管理に努め、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ 浸水区域において、汲取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の収集体制を立ち上げる。

(3) 市及び府は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

2 ごみ処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

- ア 指定避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 市及び府は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

ア 市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、大阪府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

イ 府は、大阪府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 市は次のとおり初期対応を行う。

ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 市は次のとおり処理活動を行う。

ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

ウ 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプ等により積込み・積下しを行う。

エ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

オ 必要に応じて、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D Waste-Net）の活用を図る。

カ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(3) 市は必要に応じて次のとおり応援要請を行う。

市は必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。

<資料>

- ・ごみ・し尿処理施設（資料編 資料8-2）

第26節 遺体対策

[市・寝屋川警察署]

市及び寝屋川警察署は、災害の際死亡した者の遺体対策について、必要な措置を採る。

1 遺体の検視（死体調査）

寝屋川警察署は、次のとおり遺体の検視（死体調査）を行う。

- (1) 災害により死亡した者の遺体については、災害発生地域における遺体の早期収容に努め、警察官による検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、速やかに遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

2 遺体の処置

市は、寝屋川警察署や葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の処置を行う。

- (1) 遺族が遺体の洗浄、消毒等の処置及び火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
- (2) 発見された遺体については、警察官の検視（死体調査）を経た後処置を行う。
- (3) 多数の遺体が発生した場合は、警察及び医師による検案を行う。遺体の数が多い場合は、ほかに医療機関の応援を求めて実施する。

3 遺体の収容

市は、寝屋川警察署や葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の収容を行う。

- (1) 遺体の身元を確認し、身元が判明している遺体については、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡す。身元不明の遺体については、身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。
- (2) 遺体が多数の場合は、直ちに火葬等を実施することは困難であるため、遺体の衛生状態に配慮しつつ、市民体育館を遺体安置所として指定し、遺体を集めて一時安置する。
- (3) 遺体安置のためのドライアイス、棺等の資機材を速やかに調達する。
- (4) 市民体育館を遺体安置所として開設した際には、責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための担当者等を配置する。
- (5) 遺体安置所において、寝屋川警察署から引き継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置を採る。
- (6) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する大阪法務局（枚方出張所）と協議、調整を行う。
- (7) 遺体安置所で遺体の処理を行う必要があるときは、必要に応じて、非常用電源、照明器具、大量の水の輸送のためのタンク車等の確保に努める。
- (8) 遺体の収容・管理等に従事する職員等の精神的なケアを目的とし、必要に応じてカウン

セラーの派遣を検討する。

4 遺体の火葬等

市は、葬祭業者と連携して、次のとおり遺体の火葬等を行う。

(1) 遺体の火葬等

遺体の火葬等は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者等）、市が遺体の火葬等を実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引取りのないときは市で火葬等を実施する。

遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存の上、火葬する。

(2) 火葬の方法

ア 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を市において保存又は寺院等に依頼して保存する。

イ 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

ウ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5 応援要請

(1) 市は、自ら遺体の処置、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応する。

(2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第27節 自発的支援の受入れ

[市・関係機関]

市内外から寄せられる支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(1) 受入窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重する。市は、福祉を担当する部を受入窓口として、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供及び情報の共有に努める。

(3) 府の活動

ア 活動環境の整備

災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークなどのボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

イ ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

ウ 高齢者等要配慮者への支援

府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関係団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

エ 在住外国人への支援

府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣依頼をする。

(4) 日本赤十字社大阪府支部の活動

ア 情報の提供

ボランティア支援の申入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入窓口など情報の提供に努める。

イ 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(5) 市社会福祉協議会

ア 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、災害ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられる刻々と変化するボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

なお、当該地が使用できない場合の代替地は、市の災害対策本部が市社会福祉協議会と協議して確保する。

災害ボランティアセンター設置場所	第二中学校グラウンド
------------------	------------

イ 関係団体・府社会福祉協議会との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、府社会福祉協議会に対して支援を要請する。

(6) ボランティア活動の種類

ア 一般労務提供型

災害時、自然発生的に集まるボランティアは、組織化された専門家集団ではない場合が多く、個々の対応では困難なため、ボランティア調整機関又は市受入窓口が受入れ及び活動の調整を行う。

- (ア) 炊き出し、物資の仕分け・配給
- (イ) 指定避難所の運営管理の補助
- (ウ) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (エ) 清掃等の衛生管理
- (オ) 災害応急対策事務補助
- (カ) 荷物の運搬や移動、片付け
- (キ) 泥かき、泥だし

イ 専門技術型

公的資格や特殊技術を持つボランティアは、目的及び活動範囲が明確なため、組織化されている場合には、行政の補完的役割として活用することができる。市受入窓口は、市及び府の担当部並びにボランティア調整機関等と連携して、受入れ及び活動の調整を行う。

- (ア) 介護、看護補助

- (イ) 災害支援ボランティア講習修了者
- (ウ) アマチュア無線技士
- (エ) 医師、看護師、保健師、助産師等及び応急手当に関する知識、技術
- (オ) 建築物の応急危険度判定
- (カ) 特殊車両等の操縦、運転の資格、技術
- (キ) 通訳（外国語、手話）

(7) ボランティア活動の内容

災害発生初期の活動

- ・ 人命救助、負傷者の手当
- ・ 建物物応急危険度判定等の専門活動
- ・ 地域における高齢者、障害者、観光客、外国人等の安否確認
- ・ 被災者と行政との情報媒介

生活支援期の活動

<避難所関連>

- ・ 炊き出し、物資の仕分け・配給
- ・ 指定避難所の運営管理
- ・ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ・ 清掃等の衛生管理
- ・ 被災者ニーズの把握

<在宅関連>

- ・ 在宅被災者への食事、飲料水の提供
- ・ 物資の移送、建物ビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供
- ・ 荷物の運搬や移動、片付け
- ・ ドロかき、ドロだし

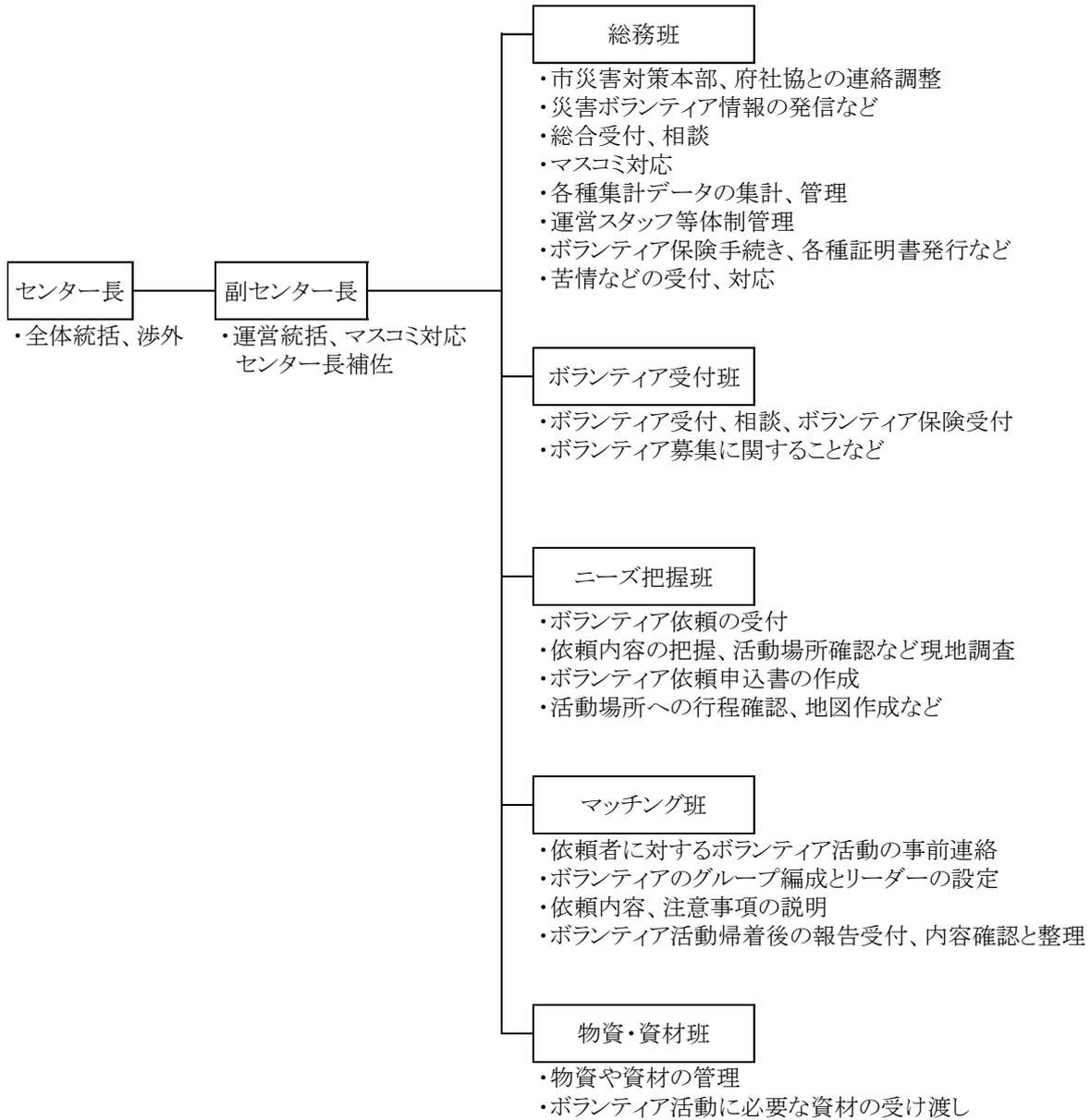
<情報の提供>

- ・ 最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等の情報提供

復興期の活動

- ・ 避難生活の長期化や指定避難所から応急仮設住宅へと生活拠点の変化に伴う避難者の多様なニーズへのきめ細かな対応
- ・ 活動の継続呼び掛け
- ・ 被災地の自立等を考慮した地元への円滑な引継ぎのための記録やマニュアルづくり
- ・ 被災者のケア

(8) 災害ボランティア組織例



ボランティアセンター設置にあたって留意点

- ・災害ボランティアセンタースタッフ等の経験のある人を各班に配置する。
- ・活動の継続性、一貫性を保つため、できるだけ長期間にわたって活動できる人を各班に配置する。
- ・被災地の地理、地域性など、地域の実情に詳しい人を各班に配置する。
- ・スタッフの技量、技術、資格が活用できるよう配置に配慮する。
- ・各班は時期や曜日、時間帯によって活動量が異なることから、相互に体制を支援する。

(9) 女性ボランティアの支援活動時における配慮

女性のボランティアが支援活動を行う際には、2人以上で行動することや、被災者訪問時に男女ペアとすること、防犯ブザーの携帯等女性ボランティアへの配慮を行う。

2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者宛ての義援金品の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金

ア 受付

市に寄託される義援金は、窓口を開設して受け付ける。

義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

イ 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

ウ 配分

(ア) 義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、配分委員会を設置し、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(イ) 府又は日本赤十字社から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

(2) 義援物資

ア 市は、次のとおり、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

(ア) 義援物資の募集に際し、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

a 受入品目の限定

- ① 必要とする物資
- ② 不要である物資
- ③ 当面必要でない物資

b 義援物資送付の際の留意事項

- ① 義援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
- ② 複数の品目を混載しないこと。
- ③ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資を避けること。
- ④ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いすること。

(イ) 市に寄託される義援物資は福祉・こども班で受け付け、市民体育館に保管する。義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(ウ) 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定し、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め早期に配分する。

(エ) 配分決定に基づき、義援物資を指定避難所等へ輸送する。

イ 義援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連

携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

3 海外からの支援の受入れ

市、府を始めとする防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(1) 府との連携

市は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア 市及び府は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地のニーズと受入体制

イ 市及び府は、海外からの支援の受入れに当たって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

(ア) 案内者、通訳の手配

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

4 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社（寝屋川市内郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実状に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。